

第11回田原市市民協働まちづくり会議 次第

平成23年10月26日（水）午後7時00分～午後9時00分 田原市役所北庁舎300会議室

1. あいさつ

■会 長

2. 開 会

■事務局確認

○定足数の確認 ○議事録署名者の指名 ○資料確認

3. 議 事

(1) 各主体による市民協働の実現に向けた提案

〔資料1〕各主体の取組【提案】（委員連絡票）

(2) 田原市の市民協働まちづくり方針の中間評価

〔資料2〕市民協働の促進に関する取組状況（市の機関）

〔資料2－1〕市民協働の促進に関する取組状況（文協・体協・ボランティア連協）

(3) 市民協働まちづくり事業補助制度のについて

〔資料3－1〕市民協働事業の展開

〔資料3〕市民協働まちづくり事業補助金制度のあり方について

〔資料4〕市民協働まちづくり事業補助金制度の実績と今後の展開

〔資料5〕田原市補助金の適正化ガイドライン

〔資料6〕市民協働まちづくり事業補助金応募の手引き（案）

(4) 市民提案型の委託制度について

[資料7] 提案型委託制度（テーマ提示・自由提案）の状況

[資料8] 市民提案型委託事業応募要領案（テーマ提示型）

[資料9] 市民提案型委託事業応募要領案（自由テーマ型）

(5) 協働のまちづくりに関する意見・提案

3. その他

「市民協働まちづくり方針ポケット版2011」

田原市市民協働まちづくり会議 委員名簿

(平成23年10月 現在)

番号	職名	委員氏名	役 職 等	備 考
1	委員	ながた 永田 ^え みよ江	— (公募) —	1号委員 (公募市民)
2	委員	おざわ 小澤 ^{みほこ} 美穂子	— (公募) —	1号委員 (公募市民)
3	委員	かこ 加子 ^{ゆきこ} 幸子	— (公募) —	1号委員 (公募市民)
4	委員	いしかわ 石川 ^{たくや} 卓哉	しみんのひろば運営委員	2号委員 (市民活動団体)
5	委員	やまもと 山本 ^{たつお} 達夫	田原市コミュニティ連合会長	2号委員 (市民活動団体)
6	委員	おおた 太田 ^{しげよし} 繁芳	田原青年会議所理事長	2号委員 (市民活動団体)
7	委員	むらかみ 村上 ^{ふくお} 福男	大久保自治会 (田原南部校区)	2号委員 (市民活動団体)
8	委員	さかい 酒井 ^{おきむ} 修	田原市ボランティア連絡協議会会長	2号委員 (市民活動団体)
9	委員	ほんだ 本多 ^{ちえこ} 智映子	田原市文化協会副会長	2号委員 (市民活動団体)
10	委員	なかむら 中村 ^{ひさよ} 久世	田原市体育協会会計	2号委員 (市民活動団体)
11	委員	ひらの 平野 ^{しゅういち} 修 一	田原市商工会副会長	3号委員 (事業者の団体)
12	委員	なかがみ 中神 ^{きょうぞう} 享 三	J A愛知みなみ代表理事	3号委員 (事業者の団体)
13	委員	すずき 鈴木 ^{よしひこ} 義彦	田原市議会副議長	4号委員 (市の機関)
14	委員	かわぐち 川口 ^{まさひろ} 昌宏	田原市市民環境部長	4号委員 (市の機関)
15	委員	すずき 鈴木 ^{まこと} 誠	愛知大学教授	5号委員 (学識経験者)

【事務局】

市民環境部 市民協働課	渡邊澄子 (課長)・鈴木嘉弘 (副主幹) 渡會俊也 (主任)・廣中友香 (主任)・柴田奈津子 (主事補)
-----------------------	---

各主体の取組【提案】

（委員連絡表）

連絡表No.	委 員 名		
連絡表1	永田	みよ江	委員
連絡表2	加子	幸子	委員
連絡表3	山本	達夫	委員
連絡表4	鈴木	義彦	委員

委員連絡票 1

❖まちづくり方針に掲げる「市民の取組」に対して このようにすれば実現可能ではないかという提案がありましたら記載してください。

送付年月日	平成23年10月12日	氏 名	永田 みよ江
-------	-------------	-----	--------

■田原市の市民協働まちづくり方針〈第4章市民協働6つの指針〉

指針その1 市民等の役割の実現

(1) a) 市民公益活動への参加(方針P8)

4月8日、NPO 田原しみん震災支援ネット結成。「市民の力」で被災者支援を目標に活動。中止された市の緑化まつりをチャリティーバザーとして支援ネットで開催。売上金を義捐金として寄付、野菜の現地搬送。自転車搬送。親を亡くした子ども支援として、箱庭療法物資の支援等に取り組んでいる。

指針その5 地域コミュニティ活動の振興

(1) a) 「市民の加入・活動参加」に関する取組として

① 地元小学校(若戸)3年生総合学習

里山で遊ぶ事をしている。担任の教員から、竹を使った「こしかけ作り」の依頼があった。

学校に出向き、担任教師と話したところ、子どもたちが、それを強く望んでいることが分かった。学校裏の里山の木と学校隣家の竹を使い、こしかけ椅子作りをすることになった。

② 4月に発足した震災支援ネットとして、自分の住む地域の方々に協力を呼びかけ(新聞チラシ)、支援物資を集め、南三陸町のホテルで託児所をされている方に送りました。物資は、調味料、コーヒー、毛布、そうめん等

委員連絡票 2

❖まちづくり方針に掲げる「市民の取組」に対して このようにすれば実現可能ではないかという提案がありましたら記載してください。

送付年月日	平成23年10月17日	氏 名	加子 幸子
-------	-------------	-----	-------

■田原市の市民協働まちづくり方針〈第4章市民協働6つの指針〉

指針その1 市民等の役割の実現

(1) a) 市民公益活動への参加(方針P8)

平成22年11月、田原市市民意識調査から、まちづくり推進における課題が分析されている。その内に福祉分野における「高齢者福祉の充実」、特に「生きがい対策の推進」がある。スポット的に不満度の高い、田原南部、伊良湖、亀山において、福祉課、社会福祉協議会、地域コミュニティ協議会、ボランティア団体の協働事業において実施する。(※具体的には別紙参照)

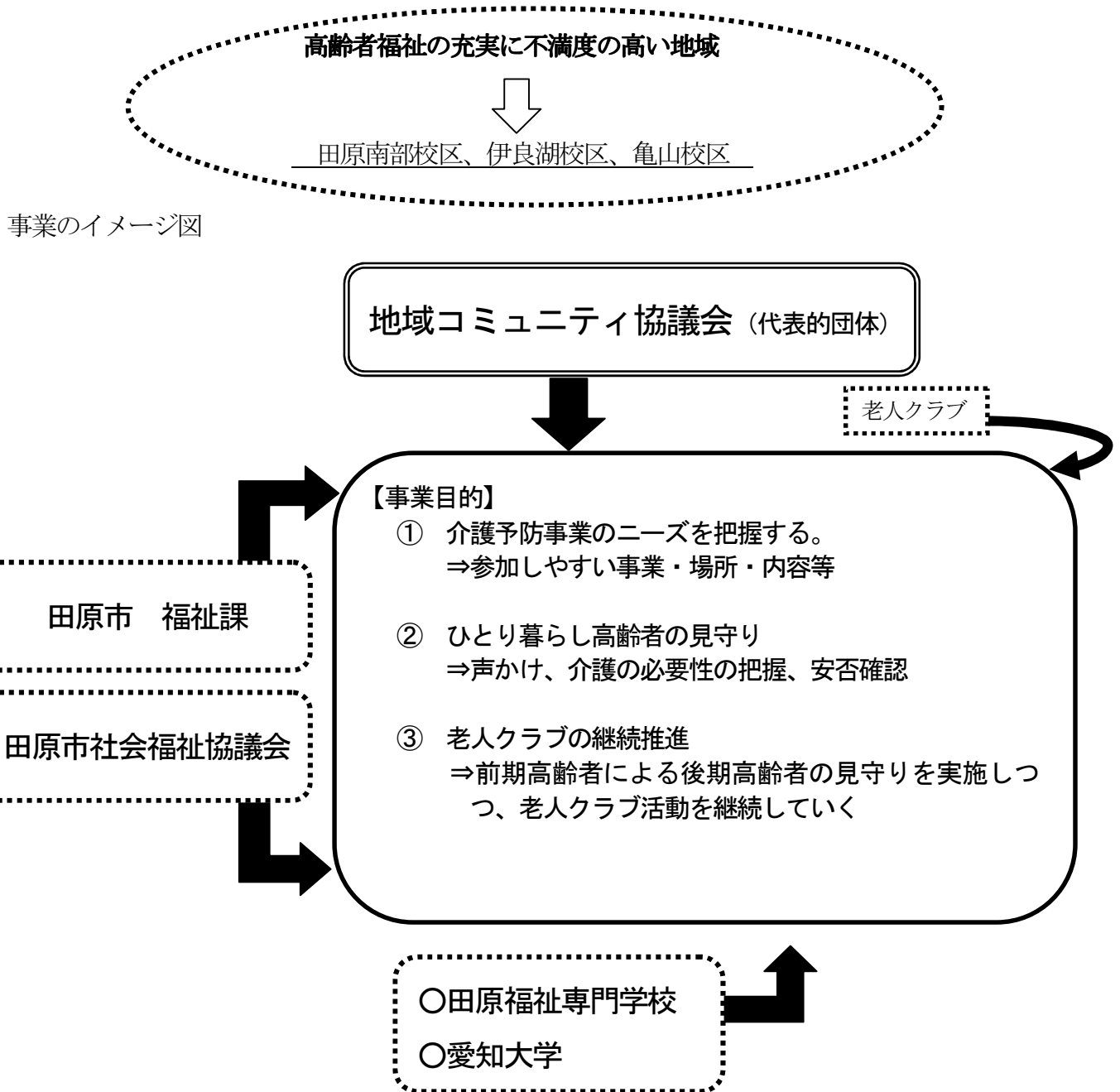
指針その3 市民間協働の推進

(1) a) 市民公益活動における連携・協力・援助(方針P16)

情報ネットワークの形成や活動、人材情報の把握・提供において、愛知大学地域政策学部 学生との協同研究により、新たな分野の協働事業や情報の収集に役立てる。

平成 22 年 11 月 田原市民意識調査からの分析結果より

福祉分野(3-3)高齢者福祉の充実 ⇒ 生きがい対策の推進



【具体的な内容】

老人クラブ活動、地域コミュニティ活動の定期的実施日に「お茶会」を実施する。

○福祉課と社会福祉協議会は、地域老人の介護の必要度を情報収集する。

○活動を実施するための担い手に学生やボランティアを募集し参加してもらう。

○高齢者福祉の充実のために、何を不満に感じているかを地域施策に反映する。

委員連絡票 3

❖まちづくり方針に掲げる「地域コミュニティ団体の取組」に対して このようにすれば実現可能ではないかという提案がありましたら記載してください。

送付年月日	平成23年10月17日	氏 名	山本 達夫
-------	-------------	-----	-------

■田原市の市民協働まちづくり方針〈第4章市民協働6つの指針〉

指針その5 地域コミュニティ活動の振興

(2) ①a) 組織の見直し(方針P24)

平成21・22年度にかけて、当時の田原市総代会において、地域コミュニティ研究会を設置し、自治会や校区コミュニティ協議会の運営の見直しなどを検討し、成果をまとめた「地域コミュニティのあり方に関する報告書」を市長へ提出した。

全20校区において、青少年健全育成会などをコミュニティ協議会に統合し、組織の合理化を図った。

地域コミュニティ団体の認定制度により、組織体制の見直しを行なっている。

(2) ②a) 加入・参加の拡大(方針P24)

今年度、コミュニティ連合会に田原市地域コミュニティ活性化研究会を設置し、「加入・参加の促進」「担い手の確保・地域団体の活性化」などについて検討を開始。

各コミュニティ協議会において、イベント等を企画・開催。広報誌やホームページにおいて周知している。今年度、連合会の広報誌の発行、ホームページを立ち上げ、更なる情報提供を図る。

(2) ③a) 地域課題の対処(方針P24)

各校区で策定している「まちづくり推進計画」の見直しに伴い、計画の再認識をするとともに、現状把握、今後取り組むべき課題を再点検し、現状に合致した計画とする。

(2) ④a) 地域コミュニティ団体との連携(方針P25)

校区交流スポーツ大会を開催することにより、市内校区間の交流と校区内の結束・連帯意識の向上を図る。

(2) ④b) 地域の各種団体との連携(方針P25)

地域によっては、NPO との協働により事業(各種講座・環境活動等)実施している。

(2) ⑤a) 意見の把握(方針P26)

日頃から住民の意見を把握する体制をとっているが、意見の取りまとめ、意見の出し合える雰囲気づくりのために各種イベントなどを実施している。

(2) ⑤b) 意見の集約・代表(方針P26)

地域住民の意見を集約し、コミュニティ連合会理事会、行政懇談会などの場面で、市への意見・要望を提出している。

委員連絡票 **4**

❖まちづくり方針に掲げる「市の機関（市議会）の取組」に対して このようにすれば実現可能ではないかという提案がありましたら記載してください。

送付年月日	平成23年10月14日	氏 名	鈴木 義彦
■田原市の市民協働まちづくり方針〈第4章市民協働6つの指針〉			
田原市議会の取組（情報提供・市民活動団体・コミュニティ団体・事業者との連携など）			
本年度から新しい取り組みとして、定例会ごとに議会報告会を校区市民館で開催。報告会は定例会での提出された議案、審議の内容の報告および参加された市民の皆さんとの意見交換の場、情報共有の場、市民の皆さんの議会・市政への参画の場、市政への民意反映の場とすることを念頭に4月、8月に9校区の市民館で実施。本年度末までにはすべての市民館で開催を予定している。 多くの市民に参加されるよう強く働きかけていきたい。			

委員連絡票 5

❖まちづくり方針に掲げる「市民活動団体の取組」に対して このようにすれば実現可能ではないかという提案がありましたら記載してください。

送付年月日	平成23年10月24日	氏 名	酒井 修
-------	-------------	-----	------

■田原市の市民協働まちづくり方針〈第4章市民協働6つの指針〉

指針その1 市民等の役割の実現

(2) a) 活動PR・信頼性の向上(方針P9)

○市民協働活動のPRは市広報などを通してされているが、一般市民には関心がみられない。協議会は市民に魅力ある活動やイベントにスタッフ市民を募集し、その団体を事業補助対象とし、新規事業・活動団体をくる。

○事業補助制度の事業費半額に魅力がないとの意見が多く、その交付が事業終了後のため立て替えるのが、団体内、および提案者個人となる場合があり、有効事業があれども参加しにくい。補助制度の見直しと有効事業への優先交付など「しぼり」を柔軟にする。

(2) b) 市民公益活動や行政活動への参加・協働(方針P9)

○市の将来性からみても、若者からの提案・参加を推進すべき。

- ・子育て中の夫婦、・若者から見たやりたいイベント、・継続性が有効事業の推進
- ・市内空き店舗活用の「若者でつくる商店街」やイベント。

○市民高齢化による福祉サービスにボランティアが自ら関わる仕組みづくり

○市民活動リーダー育成事業を継続的に実施する。

指針その5 地域コミュニティ活動の振興

(1) b) 市民活動団体の加入・活動参加(方針P20)

○地域では古来からの祭り、環境整備、体力づくり(ソフトボール大会)などへも市民活動へ対象とし、それにとまなう飲食も含める。

○各地域での高齢者独居、夫婦の社会参加、呼びかけ、手伝いなど、地域に溶け込んだボランティア活動を創造する。

○各地域の総代会、自治会や民生委員の方々との包括的共助活動で、自分たちの地域は自分たちでつくりだす体制づくりの確立。

その他 東日本大震災被災者支援について 「NPO 田原しみん震災支援ネット」が活動中です。

- ・4月 「ふれあい広場」で募金活動・田原野菜を中心にした支援物資を仙台へ届ける。
- ・4月～現在 市民からの物品寄付活動の整理、管理、宅配便で届ける。
- ・6月 宮城県東松島市へ災害支援ボランティアへ現地で支援。
- ・7月～現在 現地からの要望で「リサイクル自転車」の支援を継続中。
- ・3月～現在 活動資金をフリーマーケットなどを活用中。

市民協働の促進に関する取組状況（市の機関）

資料 2

田原市の市民協働まちづくり方針 (H20.10 田原市市民協働まちづくり会議)

基本理念「みんながそれぞれの役割を認識し、お互いに理解し合い、信頼関係を築きながら、市民協働のまちづくりを進めましょう。」

市民協働まちづくり方針に掲げられた「市の機関の取組」に対する実現状況を把握・整理する。

区分 1 【指針その 2】 行政参加・協働の推進に関する実績

- 市民協働まちづくり条例における市の機関の責務
- ① 施策立案等における市民等の参画機会を確保し、市民参加の拡大に努める。【条例第9条第2項】

② 行政活動における協働の推進に努める。【条例第9条第3項】

③ 行政活動における市民参加と協働の状況を公表する。【条例第9条第4項】

◎＝実施済 ○＝一部実現 ×＝未実施

(1)市民参加・参画の取組

a. 積極的な行政情報の公開

平成19年当時の現状	取り組むべき内容(目標)	達成度	具体的な取り組み内容(※主に平成20年以降の改善した取組)
◆行政情報は、定期刊行する広報たはら等と、随時発行する施策パンフレットやイベントちらし等に掲載し、校区・自治会を経由する総代文書として、市民に伝えています。 ◆インターネット・ホームページ(市、市議会等)やケーブルテレビ(市政番組、議会中継等)、声の広報、市政ほーもん講座・ぴーあーる講座等で情報提供しています。	○情報提供のタイミングを考慮し、内容に応じて方法を選択・整理するとともに、市民に広報紙やケーブルテレビ番組に関心を持って貰えるように、受け手の側に立って工夫します。	◎	・広報たはら（毎月1日・15日発行） 平成20年度から月2回発行とし、情報や機会の充実を図り、より読みやすい紙面作りにも努力している ・田原市ホームページ（随時更新と内容充実） 防災メニューの充実など、社会動向やニーズに合った内容を追加 ・ケーブルテレビ（市政情報番組2週ごと・市政企画番組年4本） 関心の高いテーマの選択や、切り口の変更など工夫を実施 ・市政ほーもん講座・市政ぴーあーる講座（出前講座50メニュー・体験型講座開催） ニーズが高くより実効性のあるメニューやテーマを選定 【広報秘書課】 ・市民活動支援センターのホームページを開設。市民活動団体からの掲載希望を募り、市民活動情報の提供に努めている。【市民協働課】 ・あき農地情報、補助金情報など、情報を希望する登録者へメール配信することで対応している。【営農支援センター】 ・開かれた議会、市民に分かりやすく親しまれる議会を目指し、ケーブルテレビによる本会議の一般質問の中継に加え、平成22年からインターネットによる議会中継を開始。【議会事務局】

b. 行政活動への市民参加の拡大

平成19年当時の現状	取り組むべき内容(目標)	達成度	具体的な取り組み内容(※主に平成20年以降の改善した取組)
◆新たな施策事業やイベント・行事等について、広報たはら、パンフレット、市ホームページ等で市民等にお知らせし、市民等による実施や行事への参加を呼びかけています。	○市民等が参加しやすい方法(手法・日時・場所等)に改善するとともに、内容に応じた効果的なPRを検討します。 ○また、市民等が参加(実施)するメリット(能力向上、ネットワークの構築化等)を示せるように工夫します。	◎	・三河港子どもクルーズ事業として、本市臨海部及び三河港内における企業立地の操業状況や立地動向など、三河港の機能を海上から見学、ものづくり産業の実情を学ぶ機会を提供している。【企業立地推進室】 ・広報サポーター制度を平成20年度に新設。参画の範囲を年々増加（CATV出演、ツイッター活用）【広報秘書課】 ・新たな転入者を対象に、市関係各課からのお知らせ（健康カレンダー、非常持出袋、防災ハザードマップ、広報、ゴミカレンダー、自治会への加入チラシなど）を配布している。また、外国人の転入時には、業務案内書（英語、中国語、韓国語等）を配布し、行政活動への市民参加の促進に努めている。【市民課】 ・エコをテーマにした「たはらエコフェスタ」を実施。集客を図るためモリゾー、キッコロを登場させている。【エコエネ推進室】 ・各種検診において、校区へ検診車の実施、土曜日の開催、併用検診の実施など、受信者の利便性に配慮している。【健康課】 ・イベント等の周知については、ポスターなどの配布先をコンビニエンスストア、商業施設など、人が集まる場所に変更した。【商工観光課】 ・児童文化体験教室においては、講師を文化協会会員のみへ依頼していたが、市民に対して募集をかけ、ボランティア講師の枠を拡大した。また、講師の事務手続きを見直し負担軽減を図った。【生涯学習課】 ・救命講習（パパママ普通救命講習）において、希望者が受講しやすい曜日、時間に変更した。（消防課・消防署）

c. 市民公募委員の導入

平成19年当時の現状	取り組むべき内容(目標)	達成度	具体的な取り組み内容(※主に平成20年以降の改善した取組)
◆平成15年度から方針・計画等の検討会議等を設ける場合、法令の制限がない限り、各担当課で市民公募委員を募集し、幅広い市民の意見を把握しながら検討を進めています。	○課ごとに募集している市民公募委員について、統一制度による取扱基準(選考基準等)の明確化を図り、応募者の拡大を目指します。 ※各課における公募委員の導入 ○現状として、市民公募委員への応募は多くないため、多数の応募が得られるように、会議開催方法・検討内容の改善に取り組めます。	×	・各種計画等の検討会議を設ける場合、各担当課において市民公募委員を募集しているが、市の統一制度（選考基準等）は策定されていない。

d. 市民活動団体等への参画要請の整理

平成19年当時の現状	取り組むべき内容(目標)	達成度	具体的な取り組み内容(※主に平成20年以降の改善した取組)
◆毎年度、方針・計画等の検討会議、施策推進の協議会など多数設置され、なかには20以上の会議に参加する団体代表者もあり、団体運営の負担となっています。	○施策検討への参画要請が団体の負担とならないように、目的に応じて会議の統廃合・整理を図ります。また、参加要請の際には、委員等の男女割合にも留意します。 ○幅広い意見が把握できるよう開催形式・年間スケジュール等を改善するとともに、寄せられた意見の反映に取り組めます。	○	・田原市環境審議会、保育所運営委員会において、市民代表としてコミュニティ連合会から3名の委員を選出してもらい、市が委嘱している。これまで慣例的に正副会長に依頼していたが、連合会の互選により委員を選出してもらうよう改めた。【環境衛生課、子育て支援課】

e. パブリックコメント制度

平成19年当時の現状	取り組むべき内容(目標)	達成度	具体的な取り組み内容(※主に平成20年以降の改善した取組)
◆パブリックコメントの手続きに関する要綱を制定し、市役所事務室や市ホームページで公表し、市民の意見を反映させながら、計画等を策定しています。※平成18年度・平成19年度:22件	○現状として、提出意見が少ないこと、手続きに2月程度を要するために計画検討スケジュールの時間が制約されるなどの課題があるため、制度の見直しを検討します。 また、一方的な原案の提示と意見の受け取りになることから、日頃から、市民に対して、関心を惹きつけ、分かりやすい情報提供に取り組めます。	◎	・パブルックコメントを実施するうえで、閲覧場所の増加、意見募集開始前の告知、ケーブルテレビで告知、年間予定をHPで公表している。 ※意見募集期間等の制度内容については、他市との比較や実効性を考慮し、現状の制度が妥当と判断。ただし運用上の工夫で合理化できる部分は対応。【広報秘書課】

f. 市民意見の提案制度

平成19年当時の現状	取り組むべき内容(目標)	達成度	具体的な取り組み内容(※主に平成20年以降の改善した取組)
◆市民からの意見・提案は、市役所・支所等に設置された『提言箱』、田原市ホームページ投書コーナー『市民の声』などで集められた後、関係各課に送付(定期的に部長会議で報告)され、関連施策に反映するとともに、提案者に回答しています。	○現行の提案制度を充実しつつ、日常業務で寄せられる意見を含めて、市民の意見・提案に対し、市から十分な説明が行われ、意向を反映した取組が進められるような対応方法を研究します。	◎	・市民から寄せられる提言等へ対応するため、「市民の声取扱要綱」を施行（H21） 公共性のある提言と回答を公開（H22～・市HP）している。 ・地域コミュニティ連合会からの要望により、全校区市民館に提言箱を設置（H23） ※提言箱、インターネット等を通じて寄せられる市民の意見は、事務の参考とするとともに提案者に回答。概要を部長会議で報告し、市役所内で情報の共有を行なっている。市の方向性を提案者に十分説明し、市民等からの意見を反映した事務事業を行っている。【広報秘書課】

g. 意見交換のための会議開催

平成19年当時の現状	取り組むべき内容(目標)	達成度	具体的な取り組み内容(※主に平成20年以降の改善した取組)
◆各分野の関係団体で構成する協議会の設置、地域コミュニティ団体を中心とする行政懇談会の開催、各種団体が主催する総会等への出席により意見把握に取り組んでいます。	○市民協働会議を始めとする各種協議会の設置、行政懇談会の開催、各種会議等への出席により、各種団体の個別意見及び総意の把握に努めます。	◎	・各コミュニティ協議会が主催する行政懇談会に市長以下、関係部長が出席し、地域との意見交換を行っている。また、まちづくりアドバイザーも同席し、地域の意見の把握に努めている。【市民協働課】 ・保育所規模適正化・民営化の推進のため、保育所保護者会役員との意見交換会を実施している。また、新保育所建設に向け、関係地域、関係保護者代表を集めて意見交換を実施している。【子育て支援課】 ・健康たはら21計画ワーキング会議、子育てネットワーク会議において、グループワーキングを中心に、幅広い意見が出るように工夫している。メンバーは、全体が網羅できるよう各方面の関係団体からの参加を要請。【健康課】

h. アンケート調査

平成19年当時の現状	取り組むべき内容(目標)	達成度	具体的な取り組み内容(※主に平成20年以降の改善した取組)
◆総合計画の実現状況を把握する市民意識調査(3年ごと市民・団体・事業者別に実施)、各分野のアンケート調査(定期又は随時)によって、統計的に市民意識等を把握しています。	○施策実施における客観的根拠資料となるように、アンケート等の調査方法(実施時期・対象・設問・回答方式等)を改善するとともに、回答率の向上を図ります。 また、他の都市との比較など多面な評価と複合させ、本市の強み・弱みを把握します。	◎	・田原市男女共同参画推進プランの改訂のための市民意識調査において、国・県が行った同種の調査と比較できるよう設問を設定した。【市民協働課】 ・健康たはら21計画における健康・意識調査において、健康日本21あいち計画と比較できるよう内容を検討した。【健康課】 ・イベント参加者を対象としたアンケート調査において、属性、交通手段、来訪目的・理由、イベント内容に対する意見など、マーケットを意識し、どこからどのような層が来ているかなど調査している。【商工観光課】

(2) 行政活動における協働に関する実績調査

a. 地域コミュニティ団体との協働(委託)

平成19年当時の現状	取り組むべき内容(目標)	達成度	具体的な取り組み内容(※主に平成20年以降の改善した取組)
◆地域コミュニティ団体には、ごみ収集場の管理、交通安全の啓発活動、広報たはら等の文書配布、公園・排水施設の管理などに加えて、イベントや講演会への参加や公職委員の推薦など地域関係事項について幅広く依頼し、協力を得ています。 ◆地域コミュニティ団体においては、市からの依頼業務や行事参加が大きな負担となり、団体自身が抱える地域課題への対応に手が回らないという苦情も聞かれます。	○市各課からの依頼事項を整理するとともに、自治会等の規模・能力に応じた依頼内容の弾力化や、予め年間の依頼事項を提示するなど、負担軽減を検討します。 ○地域コミュニティ団体の抱える課題を考慮し、市からの依頼事項に取り組むことにより、地域課題も同時解決できるように工夫します。	◎	・地域文書配布における配布文書の基準を作成、各戸配布や回覧等の件数を削減し、コミュニティ団体の負担軽減を図った。【総務課】 ・市各課からの自治会等へ依頼業務、行事参加等に対する負担軽減を図るため、平成23年4月の地域コミュニティ連合会理事会において、各校区、自治会への依頼事項などについて、あらかじめ年間スケジュールを提示した。【市民協働課】 ・農地・水・環境保全向上対策支援事業において、地域ぐるみで行なう農業用施設の維持管理を支援している。本年度から、向上活動支援として、水路・農道等の長寿命化のための活動についても支援している。【農政課】

b. 地域コミュニティ団体からの要望への対応

平成19年当時の現状	取り組むべき内容(目標)
◆地域コミュニティ団体の持つ地域課題(生活環境の整備、諸制度の改善等)に関する要望は、行政懇談会、校区総代会、代表者による随時の申出によって行われています。 ◆市の機関では、総務課又は各事業課において、これらに対応するとともに、平成19年度からは校区まちづくりアドバイザーに連絡機能(地域の希望把握)を持たせています。	○地域コミュニティ団体の要望内容を確認・整理するとともに、一緒になって対応策や制度改善に取り組めます。 また、市の機関が実施する個々の施策についても、全体の公平性等を確保しながら、その地域に即した進め方を検討します。

達成度	具体的な取り組み内容(※主に平成20年以降の改善した取組)
◎	・行政懇談会、コミュニティ協議会、代表者により随時要望等が行なわれている。また、市職員を校区まちづくりアドバイザーとして派遣し、市と地域コミュニティ団体との連絡調整機能を持たせている。【市民協働課】 ・市職員に対して、一市民として、自治会等の地域コミュニティ団体の活動や環境整備、防災訓練、スポーツ大会などの市民公益活動や親睦活動への積極的な参加の呼びかけを行なっている。【市民協働課】

c. 特定業務の外部委託(市指定委託)

平成19年当時の現状	取り組むべき内容(目標)
◆専門資格を要する市の業務の実施に関しては、多様化への対応や効率性の観点から、有資格者の採用や職員の資格取得による対応から、外部委託(事業者等)による対応に切替えています。 ◆公共施設等における専門性を活かしたサービスと効率性の向上を目指して、事業者や市民活動団体による指定管理者制度を導入しています。	○指定管理者制度を含む既存の委託に加え、協働対象事業のリストアップ、責任・成果の割り振りなど制度のあり方を検討し、業務内容に応じた協働の推進を図ります。

達成度	具体的な取り組み内容(※主に平成20年以降の改善した取組)
○	・平成21年度、市全課室を対象に委託事業調査を行い、協働対象事業のリストアップを行い、市民提案型委託事業の制度について検討。平成22年度に運用を開始した。【市民協働課】 ・市民協働のまちづくりを推進するため、提案型委託制度の積極的な活用を依頼している。【市民協働課】 ※協働事業のリストアップ、

d. 市民等からの提案による協働事業(外部委託)

平成19年当時の現状	取り組むべき内容(目標)
◆市の機関が実施すべき業務について、市民活動団体の提案により実施(団体が受託)している事業は、生涯学習分野などに見られますが、広く提案に対応する制度はありません。	○市民・市民活動団体・事業者の側からの提案による協働事業の実現に向けて、競争入札対象業務との公平性を確保するとともに、経費算定・期待される成果・確認などの仕組みを検討し、早期実施を図ります。

達成度	具体的な取り組み内容(※主に平成20年以降の改善した取組)
◎	・平成22年度から提案型委託制度(テーマ提示・自由テーマ型)の運用を開始。【市民協働課】 ・文化ホール支援事業として、市民が提案企画運営する事業を支援する。平成21年度より、支援事業に対して、託児ボランティアの派遣を実施。支援の幅を広げている。【生涯学習課】

e. 様々な協働形態の導入

平成19年当時の現状	取り組むべき内容(目標)
◆市の施策のなかで、市民・団体等と一緒にあって取り組まないと成果を上げられない業務などにおいては、協議会等を設けて調整を図っています。 ◆柔軟な対応が必要となるイベント等では、市民等による実行委員会方式で実施しています。	○業務内容に応じて、実行委員会方式のほか、市民等の得意分野を活かせるような協働方式の導入に取り組めます。 ○PFI(プライベート・ファイナンス・イニシアチブ)、PPP(パブリック・プライベート・パートナーシップ)などの行政と民間の特性・能力等を活かした方式による業務実施を進めます。

達成度	具体的な取り組み内容(※主に平成20年以降の改善した取組)
◎	・身近な公共区間である道路、公園、河川及び緑地等の環境美化清掃について、市民等が里親になってボランティアで管理するアダプトプログラム(里親制度)を実施し、環境美化意識の高揚、ボランティア活動の活性化を図り、市民との共同によるまちづくりを推進する。【維持管理課】 ・平成21年度、民間建物の耐震化が進まない中、建設関連業者による団体(田原安全・安心住まいる会)と連携して耐震の促進に向けて啓発活動を行った。【建築課】 ・民間のノウハウや技術的能力を活用し、事業コストの削減や質の高い公共サービスの提供が期待できるPFI手法による新給食センターを整備していくことを決定。【教育総務課】

(3)市民参加・協働状況の公表

a. 協働会議への報告・一般公表

平成19年当時の現状	取り組むべき内容(目標)
◆市民参加・協働については、個々に状況を公表しているものもありますが、これらをまとめて公表しているものはありません。	○毎年、市民参加・協働状況を項目別に取りまとめ、協働会議や一般市民に公表し、参加・協働への取り組み方の検討資料として活用できるようにします。

達成度	具体的な取り組み内容(※主に平成20年以降の改善した取組)
◎	・協働会議において、「市民協働まちづくり方針」に掲げる市の機関の役割に対し、各課の取組状況を整理・報告。市民に公開している。また、方針の見直しに向けて現状確認と課題・問題点の整理を行っている。【市民協働課】

区分2【指針その4】 市民公益活動の支援に関する実績

■市民協働まちづくり条例における市の機関の責務

- ④ 市民公益活動における市民協働が促進されるように取り組む。【条例第10条】
- ⑤ 市民公益活動が促進されるように、活動環境を整備する。【条例第11条】
- ⑥ 市民公益活動が促進されるように、活動情報の発信に協力する。【条例第12条第1項】
- ⑦ 市が保有する市民公益活動に必要な情報を提供する。【条例第12条第2項】
- ⑧ 市民公益活動に対し、必要に応じて、人的支援、財政的支援等を行う。【条例第13条】

(1)活動環境の整備

a. 施設等の整備・利用改善

平成19年当時の現状	取り組むべき内容(目標)
◆活動拠点として、文化会館、各種公園、運動施設に加え、各校区に市民館等を整備するとともに、インターネットによる公共施設予約システムによる利便性の向上に取り組んでいます。 ◆社会教育団体連絡協議会において、公共性の高い行事について、文化会館等を利用するイベント等の開催日程・場所の事前調整を行っています。	○公共施設の効率的な施設運営・利用のあり方及び利便性の向上を検討します。

達成度	具体的な取り組み内容(※主に平成20年以降の改善した取組)
○	・社会教育施設において、夏期に屋外施設の早朝開放を実施。施設の利用促進を図ため、開設時間の拡大を検討・実施した。【生涯学習課】 ・生涯学習施設の利用調整については、社会教育団体連絡協議会において、大会等行事の年間調整を継続している。【生涯学習課】 ・市民公益活動の促進を図るため、各公共施設に、市民活動支援センターの機能（市民公益活に対する相談業務など）が果たせないか検討する。【市民協働課・生涯学習課・福祉課】

b. 市民公益活動の環境整備

平成19年当時の現状	取り組むべき内容(目標)
◆ソフト面の環境整備として、市民等が安心して市民公益活動に取り組めるように、市において社会活動災害補償制度を設け、一定の範囲内で傷害等の補償をしています。	○公益性の高い活動について、社会活動災害補償制度を継続し、主催者及び参加者の傷害等に対応する体制を整えるとともに、参加者の自己責任と、公益活動として支援する部分を実態に即して明確化します。

達成度	具体的な取り組み内容(※主に平成20年以降の改善した取組)
◎	・市民等が安心して市民公益活動に取り組めるように、市において田原市社会貢献活動災害補償制度を設け、一定の範囲内で傷害補償をしており、公益性の高い活動中への補償制度を継続する。一方、スポーツ活動など自己啓発、自己研鑽、健康増進、技術向上、親睦等の割合が高いと市が判断する活動については補償対象外とした。【市民協働課】

(2)情報提供

a. 市民公益活動の市民等への情報提供

平成19年当時の現状	取り組むべき内容(目標)
◆公益性の高い活動(共催・後援事業等)については、可能な範囲内で、広報たはら、市ホームページ等で紹介するとともに、自治会を通じた回覧・配布文書、公共施設等へのポスター掲示により、市民へのPRに協力しています。	○市民等への市民公益活動の情報提供について、対象となる活動と提供方法に関するルールづくりを検討するとともに、自治会を通じた配布・回覧文書などにおいては、単に情報量を増やすだけでなく、情報を受け取りやすくなるように工夫します。

達成度	具体的な取り組み内容(※主に平成20年以降の改善した取組)
○	・公益性の高い活動（共催・後援事業等）について、学校・市民館・生涯学習事業等で市民へのPRに協力している。【生涯学習課】 ・農業に関する情報（チラシ等）は、非農家には関係がないものが多いため、J A愛知みなみの広報を通じて行っている。【農政課】 ※市民等への市民公益活動の情報提供について、対象活動、提供方法に関するルールづくりは進んでいない。

b. 行政情報の提供

平成19年当時の現状	取り組むべき内容(目標)
◆市で把握できる市民活動団体に有益な国県等の情報は、出来る限りお知らせするようにしています。 ◆市が保有する住民情報等は、個人情報保護法・条例の取り扱い基準に従う必要があり、現状として市民活動団体には提供していません。	○市民活動団体の活動情報や国県市などの各種支援施策の積極的な伝達や市が保有する住民情報の提供の是非を検討します。

達成度	具体的な取り組み内容(※主に平成20年以降の改善した取組)
◎	・広報に市民活動のページを設けるなど、紹介の媒体や頻度を増加 【広報秘書課】 ・市で把握できる有益な情報は、広報紙、チラシ等により、できる限りお知らせするようにしている。市民活動支援センターのホームページの開設により、更なる情報提供に努めている。【市民協働課】 ・地域コミュニティ団体より、平成23年度に入り、住民基本台帳関係の問い合わせが増加。閲覧に関する要項に基づき、積極的に対応している。【市民課】 ・自治会が福祉活動推進事業を実施する場合、田原市個人情報保護審査会の個人情報の例外的取扱いの答申を受け、自治会からの申請により、65歳以上のひとり暮らし高齢者の名簿の貸与が可能となった。【福祉課】

(3)人的・財政的支援等

a. 市民公益活動への人的支援

平成19年当時の現状	取り組むべき内容(目標)
◆人材育成に役立つ講演会・講座等の開催、市民活動支援センターによる活動相談やまちづくりアドバイザー(担当職員)の派遣などによる相談業務を行っています。	○市の機関の職員等が各種団体に参加する機会をできるだけ多く設け、市民等と市役所の相互理解や信頼の構築を進めるとともに、自らの見識の向上も図ります。

達成度	具体的な取り組み内容(※主に平成20年以降の改善した取組)
◎	・市政ほーもん講座・市政びーあー講座は、ニーズが高くより実効性のあるメニューやテーマを選定している。【広報秘書課】 ・校区まちづくりアドバイザーとして各校区へ市職員の派遣を行なっているが、市民等と市役所の更なる相互理解や信頼の構築、自らの見識の向上を図るため、市職員が市民公益活動に参加する機会を多く設けるよう呼びかける。【市民協働課】 ・愛知大学との連携事業により、市内の市民活動団体が行う活動に対して、第三者による活動体験、アンケート調査を実施し、田原市の市民活動の現状と次への展開などを踏まえた報告書を作成する。受け入れ側の団体にとっても自己評価の機会となると考えている。【市民協働課】 ・NPO主催のフォーラムに職員を派遣し、運営補助および意見交換の場への参加を行っている。【福祉課】

b. 市民公益活動への財政的支援

平成19年当時の現状	取り組むべき内容(目標)
◆地域コミュニティ団体や各分野の団体に対して、市の施策の推進に関連した補助金が支出されています。	○“市民の手”によるまちづくりを推進するため、市民公益活動への補助金の交付など効果的な活動支援に取り組めます。また、市民協働まちづくり基金を活用し、事業の継続性や他の支援とのバランス等を検討しながら市民公募型補助事業を導入します。

達成度	具体的な取り組み内容(※主に平成20年以降の改善した取組)
◎	・平成21年度より、基金の運用益を活用した公募型補助制度「市民協働まちづくり事業補助金」を創設。市民提案による、これまで支援されていない公益性の高い事業対し支援を行っている。他の支援制度との整合性を図るため、田原市の補助金適正化ガイドラインに沿った運用としている。【市民協働課】 ・必要に応じて、各課において市民公益活動への支援制度の創設検討を依頼。支援制度の創設に当たっては、広く市民から提案を募集する公募型支援制度とするよう依頼。【市民協働課】

c. 市民公益活動へのその他の支援

平成19年当時の現状	取り組むべき内容(目標)	達成度	具体的な取り組み内容(※主に平成20年以降の改善した取組)
◆市の施策に合致する市民公益活動(イベント等)については、共催又は後援し、施設利用の減免や活動のPRに取り組んでいます。	○共催・後援等の取り扱いを明確化するとともに、優良活動表彰制度や公的認証制度の検討など市民公益活動の促進策に取り組めます。また、市民ニーズを把握し、必要となっている市民公益活動を活性化させるための支援メニューを検討します。	○	・各種団体が行う公益性の高い活動へ共催・後援の承認を行っている。平成23年度より後援等取扱要綱を施行し取り扱いを明確化した。 【広報秘書課】 ・市内のNPO等に対し、各団体が提供可能な事業の調査を行いメニュー化、コミュニティ団体へ提供。市民活動団体とコミュニティ団体の連携により、地域課題の解消の促進を期待する。【市民協働課】 ・子育てサークルへ出張し、育児相談を実施している。また、市の事業「赤ちゃんサロン」へ子育てサークルに参加してもらい、サークル活動のPRの場を提供している。【健康課】 ※優良活動表彰、公的認証制度などの検討は進んでいない。

(4) 市民間協働の支援

a. 市民間協働の促進のための支援

平成19年当時の現状	取り組むべき内容(目標)	達成度	具体的な取り組み内容(※主に平成20年以降の改善した取組)
◆市の機関は、市民公益活動における市民等の連携を進めるため、市民活動支援センターの設置や活動をPRするイベント「しみんのひろば」の開催を支援しています。	○市民公益活動における連携の意向(他の団体に対する協力要請等)や実現状況を把握するとともに、連携・協力・支援が進められるように情報ネットワークの形成や活動・人材情報の把握・提供に取り組めます。	◎	・平成22年度から市民活動支援センターを直営とし、市職員及び市民活動経験者(市民活動推進スタッフ)で運営。行政とのコーディネートの促進を図った。また、東三河5市で運営する市民活動サイト「どすごいネット」の利用促進、市民活動支援センターのホームページ、広報誌の発行により、市民活動団体同士の連携に関する情報収集・提供に取り組んでいる。【市民協働課】

区分3【指針その5】 地域コミュニティ活動の振興に関する実績

■市民協働まちづくり条例における市の機関の責務

- ⑨ 地域コミュニティ団体の振興策を立案・実施する。【条例第17条第1項】
⑩ 行政課題について、地域コミュニティ団体により集約された意見に配慮する。【条例第17条第2項】

(1) 地域コミュニティ団体の振興 ②市の機関の支援

a. 地域コミュニティ団体の振興策

平成19年当時の現状	取り組むべき内容(目標)	達成度	具体的な取り組み内容(※主に平成20年以降の改善した取組)
◆平成18年度に田原市地域コミュニティ振興計画を策定するとともに、総務課市民協働係において、連絡の調整や活動の支援を行っています。	○市は、地域コミュニティの位置付けやあり方の検討、まちづくり計画の策定支援、活動拠点の充実、補助金等支援制度・委託業務の最適化など、地域コミュニティ振興計画に掲げる取組の実現に努めます。	◎	・平成23年度、地域コミュニティ支援制度の見直しを行なった。地域において効果的で活用しやすい支援制度を目指す。【市民協働課】 ・まちづくりアドバイザーとして、市職員(61名)を20校区に派遣し、校区まちづくり計画の推進・計画改訂補助、地域課題への対応、市との連絡調整などを行なっている。【市民協働課】

b. 地域コミュニティ団体の意見の反映

平成19年当時の現状	取り組むべき内容(目標)	達成度	具体的な取り組み内容(※主に平成20年以降の改善した取組)
◆地域に影響の大きい市の施策は、計画・実施に際し、校区や自治会を対象とする説明会を開催して、地域住民の意見を把握・対応しながら進めています。	○市の施策において、地域への影響や関わりが大きなものについては、自治会や校区等で民主的な方法で集約された地域意見に配慮しながら進めて行きます。 また、市全体のまちづくりの実現に留意しつつ、地域(校区)まちづくり推進計画などにおける地域の取組方針に配慮します。	◎	・毎年、校区別あるいはブロック単位で行政懇談会を開催し、まちづくりに対する地域課題などについて意見交換をしている。開催単位、手法については、地域の意見を聞きながら調整している。【市民協働課】 ・各校区まちづくり計画の実現に向けて、「地域づくり活動推進交付金」を交付し、コミュニティ協議会が自主的に取り組む地域づくり活動を支援している。【市民協働課】 ・イノシシ出没区域の自治会が集まりイノシシ対策協議会を設置。市と協働してイノシシの撲滅および被害対策の検討、意見交換を行っている。【環境衛生課】 ・保育所規模適正化・民営化の推進のため、保育所保護者会役員との意見交換会を実施している。また、新保育所建設に向け、関係地域、関係保護者代表を集めて意見交換を実施している。【子育て支援課】

c. 地域コミュニティ団体の認定制度

平成19年当時の現状	取り組むべき内容(目標)	達成度	具体的な取り組み内容(※主に平成20年以降の改善した取組)
◆条例施行以前は、財産保全のための地方自治法の地縁団体制度による認可が行われていますが、財産を持たない地域コミュニティ団体を公証する制度はありませんでした。	○地域コミュニティ団体の活性化の手段として、田原市市民協働まちづくり条例施行規則の規定項目について、現状を踏まえて定める基準以上の運営を行っている地域コミュニティ団体を認定(公証)します。 また、数年後には、すべての地域コミュニティ団体が認定団体となるように、運営の手引きを作成するなど、運営改善・活動の活性化に関する支援に取り組めます。	○	・地域コミュニティ団体の認定が促進されるよう、各地域の取組方針に配慮した運営改善・活動の活性化に関する支援に取り組んでいる。 【市民協働課】 ❖認定状況(平成23年10月現在) 校区コミュニティ協議会 19団体 校区 4校区 自治会 6自治会

区分4【指針その6】 市民協働まちづくり基金の活用に関する実績

- 市民協働まちづくり条例における市の機関の責務
- ⑪ 市民の連帯強化、市民公益活動の促進に財源を確保するため、基金を設置する。【条例第10条第1項】
- ⑫ 基金の運用から生ずる収益は、第1項に定める目的の経費に充てるものとする。【条例第17条第4項】

(1)基金のあり方

a. 合併特例債積立部分の管理・運用

平成19年当時の現状	取り組むべき内容(目標)	達成度	具体的な取り組み内容(※主に平成20年以降の改善した取組)
	○市の合併に対する国の支援として用意された手法(合併特例債による借入)を中心に原資を積み立てるため、この部分の取崩しは原則的にできません。 ○原資を定期預金等で運用し、その運用益によって市民のネットワークの構築、地域振興及び市民公益活動の促進を図って行きます。	◎	・市民協働まちづくり基金の運用益を活用し、市民公益活動の促進を図るため、公募型補助金「市民協働まちづくり事業補助金」制度、市民活動のすそ野拡大、担い手の人材育成を目的とする「人材養成支援制度」を創設した。また、市民活動団体交流会「しみんのひろば」、市民活動支援センターの運営費に充当している。【市民協働課】

b. 一般寄付等による積立部分の確保・運用

平成19年当時の現状	取り組むべき内容(目標)	対象課	具体的な取り組み内容(※主に平成20年以降の改善した取組)
	○この基金は、市民等の寄付による積み立ても出来ますので、市民公益活動の支援財源を確保するため、寄付金の募集を市民に周知して行きます。 ○一般寄付等によって積み立てられた原資は、取り崩して使うことも、運用益を利用することも可能ですので、ニーズに応じて振り分け、活用して行きます。	×	・現状、寄付金を募ることは行っていない。必要性を検討する。

(2)基金運用益の活用のあり方

a. 市の機関が実施する関係事業への基金運用益等の充当

平成19年当時の現状	取り組むべき内容(目標)	対象課	具体的な取り組み内容(※主に平成20年以降の改善した取組)
◆平成20年度の基金運用益(約100万円)は、市が市民活動を振興するために設置している市民活動支援センターの事業費用(委託料等)に活用します。	○毎年度の発生する基金運用益等は、設置目的(市民のネットワークの構築、地域振興及び市民公益活動の促進)に即して、まず、市民公益活動(公募)の補助経費に充当し、残額は基金の目的に即して実施される市の関係事業の財源又は基金積み立てに利用します。	◎	・市民協働まちづくり基金の運用益を活用し、市民公益活動の促進を図るため、公募型補助金「市民協働まちづくり事業補助金」制度、市民活動のすそ野拡大、担い手の人材育成を目的とする「人材養成支援制度」を創設した。また、市民活動団体交流会「しみんのひろば」、市民活動支援センターの運営費に充当している。【市民協働課】

b. 基金運用益等を活用した市民公益活動の支援

平成19年当時の現状	取り組むべき内容(目標)	対象課	具体的な取り組み内容(※主に平成20年以降の改善した取組)
◆市は、過去に市民提案型補助制度を設けていましたが、応募者の特定化などの問題が生じたため、これを廃止し、現在は活動への助言アドバイスなどの支援に切り替えています。	○市民公益活動の活性化や協働意識の向上に対応するために、他の補助制度との均衡を図りつつ、基金運用益等の範囲内で市民公募型市民公益活動支援制度を設けます。 ○市民公益活動の現状と課題を踏まえ、この活動の活性化を実現するための補助制度を検討します。	◎	・平成21年度より、基金の運用益を活用した公募型補助制度「市民協働まちづくり事業補助金」を創設。市民提案による、これまで支援されていない公益性の高い事業対し支援を行っている。他の支援制度との整合性を図るため、田原市の補助金適正化ガイドラインに沿った運用としている。【市民協働課】 ・各主体(市民、市民活動団体、事業者、市の機関)の代表で構成する「市民協働まちづくり会議」において、制度運用の見直しを行ない、より利用しやすい制度を目指している。【市民協働課】

市民協働の促進に関する取組状況（文協・体協・ボランティア連協）

資料 2－1

田原市の市民協働まちづくり方針（H20.10 田原市市民協働まちづくり会議）
基本理念「みんながそれぞれの役割を認識し、お互いに理解し合い、信頼関係を築きながら、市民協働のまちづくりを進めましょう。」

市民協働まちづくり方針に掲げられた「市民活動団体の取組」に対する実現状況を把握・整理する。

区分１【指針その１】 市民等の役割の実現

- 市民協働まちづくり条例における市民活動団体の責務【条例第5条】
- ① 活動の社会的意義と責任を自覚し、自らができることを考えて市民公益活動に取り組む
 - ② 広く市民に理解されるように努める。

（2）市民活動団体の取組のあり方

a. 活動PR・信頼性の向上

平成19年当時の現状	取り組むべき内容(目標)	対象	具体的な取り組み内容(※主に平成20年以降の改善した取組)
◆田原市内の市民活動団体の中には、独自又は関係団体と連携して情報誌やホームページなどでその活動を市民にPRしているものもありますが、全般的には周知されていません。 ◆事業展開を図るために、法人化する市民活動団体もあります。	○市民や関係団体に参加を呼びかけるためには、自らの団体の活動目的・内容をPRするとともに、適正に運営されていることを自己評価・情報公開し、信頼性の向上を図ります。	■文化協会 ■ボランティア連協	【文化協会】 平成20年当時から改善は特にないが、各部会における個別の活動のほか、春・秋の文化祭の開催、児童文化体験教室の受託、田原市を会場に県の事業等を開催することより、信頼性の向上につながっていると考えている。現在、文化協会の会員数は減少傾向にある。文化祭における活動PRの機会を利用して市民への参加の呼びかけを行ったり、体験教室に参加する小学生に文化活動に興味を持ってもらい、後継者の育成にもつながってほしいと願っている。 【ボランティア連協】 田原市社会福祉協議会のHPを魅力あるHPにリニューアル、ボランティアガイドの更新などを行った。また、市内ボランティア交流会を開催し、出された意見(防災対策)を行政につなげた。

b. 市民公益活動や行政活動への参加・協働

平成19年当時の現状	取り組むべき内容(目標)	対象課	具体的な取り組み内容(※主に平成20年以降の改善した取組)
◆市民活動団体の公益活動や行政参加・協働については、各団体の自主性に委ねられています。	○団体活動に影響を及ぼす社会動向や市の行政運営に関心を持ち、市民活動団体の立場で出来ることに取り組み、活動環境の向上を図って行きます。	■体育協会 ■ボランティア連協	【体育協会】 現在、田原市では「総合型地域スポーツクラブ」の設立を目指し取り組んでいる。「総合型地域スポーツクラブ」とは、地域住民が主体的に運営するクラブで、老若男女を問わず、誰でも気軽にスポーツを楽しむことができるといった趣旨のもので、全国の各市町村に少なくとも1つの総合型地域スポーツクラブをおくこととなっている。体育協会においては、市が設置する設立準備委員会へ委員として3名が参加しており、指導者の確保、クラブ運営に対して協力することとしている。市が設立を目指すスポーツクラブの運営に、体育協会としての立場で協力することにより、市民の信頼性の向上、スポーツ人口の増加に伴う会員確保にもつながるのではないかと期待している。 【ボランティア連協】 市ボランティア交流会を開催し、大震災への田原市の不安・対策などを話し合った。また、東三河ボランティア集会へ参加し、各市ボランティア団体と意見交換を行い、社会情勢の把握に努めている。 また、「田原しみん震災支援ネット」の活動に参加し、市民の防災意識と原発問題について、問題点と意見を集約した。

区分２【指針その５】 地域コミュニティ活動の振興

- 市民協働まちづくり条例における市民等の責務
- ③ 市民等は、身近な地域コミュニティ団体の活動に参加するように努める。【条例第16条】

（1）地域コミュニティ団体の振興のあり方 ①市民活動団体の参加

b. 市民活動団体の加入・活動参加

平成19年当時の現状	取り組むべき内容(目標)	対象課	具体的な取り組み内容(※主に平成20年以降の改善した取組)
◆従来から存在する互助的な市民活動団体は、その所在地域の自治会や校区コミュニティ協議会の構成員や、協力団体として活動に参加していますが、その状況は地域ごとで異なります。 ◆ボランティア団体やNPOなどの新たな市民活動団体は、その活動が認知されていないため、自治会や校区コミュニティ協議会の構成員になることは少ないのが現状です。	○市民活動団体の構成員が属している地元の地域コミュニティ団体に、加入又は活動参加することにより、団体への理解・協力を得ながら、相互に連携し合う関係を構築しながら、自らができることに取り組みます。	■ボランティア連協	【ボランティア連協】 たつづくヘルパーボランティアによる地域コミュニティ団体(神戸校区希望が丘民生委員)との懇談会を開催。日常の困りごとを話し合う機会を取り入れた。 田原市内の海岸清掃活動をコミュニティと地元企業との協働で実施。市民総出の活動に、地元環境の大切さを実感した。

市民協働まちづくり事業補助制度のあり方について

補助制度の問題点を把握するため、本年度の補助金採択団体に、制度に対する意見を伺い、その結果を踏まえ、平成24年度の補助制度の骨子を定める。

1. 意見把握調査の実施内容

- 対象団体 平成23年度まちづくり事業補助金採択団体 9団体
- 実施期間 9月上旬
- テーマ 「制度の周知」「申請の時期」「公開審査会」「二次募集」「事業報告」「その他意見」

2. 採択団体からの意見及び市の見解

(1) 補助制度の周知方法・申請の増加に向けての提案

- (主な意見)
- ① 広く市民に周知は難しいが、申請は同じ団体が多くなっている。広報以外にも団体が集まる機会に制度紹介やチラシの配布があってもよいと思う。
 - ② 補助制度の紹介とともに、補助申請にかかるアドバイス等もあることを周知すべき。
 - ③ 行政の補助制度、公益性の高い活動かどうかが焦点となる。趣味的な色濃いものは除外されても仕方が無いが、その中で申請件数を増やすには、補助率を上げることだと思う。
 - ④ 申請にかかる手続き（書類作成・審査会・報告会など）を厳しくしすぎない。
 - ⑤ あつみNPOネットワーク、しみんのひろばに所属している団体に広報しても、新規の申請が増えてこない。市民活動団体が活動する上で必要な制度ではないのかもしれない。理由等を調査した上で対策を考えてはどうか。

- 【市の見解】
- ア) 制度の周知は、広報たはら、市ホームページ、ケーブルテレビ市政番組、新聞、チラシのほか、しみんのひろば等の市民活動団体が集まる場所において実施している。
 - イ) 申請にかかる相談を市民活動支援センターで対応している。今年度、東友クラブから相談あり。申請支援についても更なる広報を図る。
 - ウ) 申請にかかる手続きは、市民への説明のために必要であると考え。このような能力を養うことも大切なことではないかと考える。
 - エ) 他の補助制度との整合性を図る必要あり。市の補助金適正化ガイドラインに規定するよう、補助率1/2としている。

(2) 提案募集の時期

- (主な意見)
- ① 提案募集の時期は定着しつつあり、変更は難しい。
 - ② 新年度に入り計画を立てたほうが確実だが、新年度が始まる前に年間計画を立てるべき。他団体との連携するにしても前年度に調整が必要。現状でよい。
 - ③ 多くの団体が、年度で活動している。4月末まで応募期間があるとよい。
 - ④ 新年度の申請を、その前の年末頃でもよい。

- 【市の見解】
- ア) 昨年度の申請に比べ、イベントの日時、講師などが決定していない事業は少なく、また、事業費の積算根拠についても指摘される団体は無くなった。概ね3月には事業計画の策定が可能であると判断する。

- イ) 募集期間の延長は、廻りの交付決定を行わないため、交付決定の時期が遅くなる。講演会の開催など、年1回の事業であれば支障はないが、定例的な活動を提案する事業に対しては不向きである。
- ウ) 他市（豊橋市・蒲郡市）が実施しているよう、1月から2月に提案募集を行い、前年度中の審査会の開催は、事業計画や予算書の精度に加え、補助金額の予算が確定しないため現実的ではない。

(3)公開審査会について

- （主な意見）
- ① 審査会の全体時間を考慮すれば、一団体の持ち時間（5分）は適当である。
 - ② 発表時間、質疑時間ともに短く、自分たちの思いを伝えきることができなかった。限られた時間内で、真意を伝えきることを身につける必要があると感じた。
 - ③ 審査員の選出は、市民活動に興味・関心、理解の深い人とすべき。市職員の出席は良いことだが、どこの部署が、どこの市民活動とどのようにかかわっていけるかなどを判断しているかどうか。一般参加者と同様な視点で審査するなら意味がない。
 - ④ 審査の評価基準が分からない。審査員の意見も含め評価の説明がほしい。
 - ⑤ 審査員の評価、数字に表されると影響が大きい。審査員にも事業に参加していただいた上で評価をいただきたい。
 - ⑥ 団体運営経験や行政に対する対応能力で評価が変わるのは困る。
 - ⑦ 市関係の審査員は、行政の視点とともに一市民としての視点も踏まえて審査してもらいたい。

- 【市の見解】
- ア) 審査会におけるプレゼンテーション時間、質疑応答の時間は、提案申請件数にもよるが、審査会の全体時間を考慮すると現状が適当と考える。団体からの意見にもあるように、時間内に“伝える手法”を習得してもらいたい。
 - イ) 協働会議から選出する審査員は、各主体の知識・ノウハウをもって審査いただいている。市の機関を代表する審査員についても、それぞれの立場で審査を行っている。
 - ウ) 審査基準については、補助金募集要領に掲載されている「公益性」「公共性」などの観点で審査している。
 - エ) 審査会開催にあたり、事前打合せの実施、プレゼンテーション終了後、審査員間に共通認識を図るため、意見交換を行ったうえで、最終的な採点をいただいている。
 - オ) 審査後の事業実施となるため、審査員の活動参加後の評価は難しいが、補助事業の広報を行い、市民を始め、協働会議委員、市職員へも補助事業への参加を促がす。

(4)二次募集について

- （主な意見）
- ① 前期募集、後期募集とするのであれば必要ない。
 - ② 二次募集はよい制度だと思う。年度当初および8・9月に応募期間を設ける。当初から二次募集用に予算枠を設けたほうが、団体にとっては具体的に考えやすい。
 - ③ 二次募集をしても、申請件数は変わらないと思う。

- 【市の見解】
- ア) 試行的に二次募集を実施。平成24年度においても年間を通した支援を行うため二次募集を実施したい。
今年度、二次募集に対し提案申請は無かったこと、また、当初募集・二次募集に予算枠を設けることにより、当初の募集において、公益性が認められる事業を提案しても、多くの申請があり競合した場合、不採択となる事業が発生することが想定されることから、予算配分は行わず、当初の交付決定額が予算の枠内で収まった場合に二次募集を行うこととしたい。

(5) 事業報告会について

- (主な意見) ① 公金を用いた制度なので、広く市民に報告する義務があると思う。多くの方に集まっていたくために、広報紙などにより聴講を呼びかけてもよいと思う。
- ② 市民に活動を知ってもらう良い機会である。会場を文化会館に移し、文化会館利用者が立ち寄れるような体制としてはどうか。公開で行っているという周知不足。
- ③ 市の関係者からは、活動の発展などの参考となるような助言、連携につながる情報など、さまざまな意見がほしい。
- ④ 市民からの団体へ、また審査員へ質問する機会があってもよいと思う。

- 【市の見解】 ア) 報告会は補助事業を市民に理解して貰う重要な場と考えている。開催手法、場所、日時等を検討して、より多くの方に聞いてもらえるような報告会としたい。
例年、翌年3月に開催しているが、市民活動団体が集まる機会、場所等での開催も検討したい。3月にこだわる必要はないか。
- イ) 昨年度の事業報告会から、採択事業にかかわる市役所担当部署の職員を出席させている。市民活動団体が行う公益活動を知る機会として、また、常設型補助金の創設に向けた検討の場としている。

(6) 事業へのその他の支援について

- (主な意見) ① 田原市の施設、会場利用を無料にしてほしい。
- ② 応募団体とコミュニケーションを図る機会（個別相談会等）を設定してはどうか。書面だけでは伝えづらい相談などがあるかもしれない。アフターケア的な体制が、提案団体にとって安心できるのではないか。
- ③ 採択事業については、市または市民活動支援センターの掲示板等に補助金コーナーを設け、年間を通したPRをしてもらえるとうい。
- ④ 広報たはらへイベントスケジュールなど掲載してもらえるとうい。その際、「まちづくり補助金事業」であることも掲示してもらいたい。

- 【市の見解】 ア) 補助採択事業は、市の後援事業扱いとしている。広報活動への協力のほか、事業にかかる公共施設の使用料も減免（1/2）としている。
施設利用については、施設を所管する生涯学習課において、市民や各種団体における取り扱いと整合性を図る必要があるため、免除とする予定はないとのこと。
- イ) 今回の制度に対する意見を把握するため、調査への協力を依頼。申請書の作成、審査会、事業報告会など、本補助制度に対し時間と労力を要するといった指摘がある中で、各団体の負担とならないよう、希望団体と意見交換を実施することとし、2団体との意見交換を実施した。
- ウ) 広報活動は、広報たはら、市民活動だより、市民活動支援センターHPなどにより情報提供している。また、市民活動推進スタッフが活動に参加し、広報たはらにおいて事業の紹介もしている。
しかし、市民活動情報を募集していても、補助事業に限らず情報が集まらないのが現状である。

(7) その他意見について

- (主な意見) ① 同一事業3回という設定は、新規団体の支援だと思う。活動を継続していくには、その後の支援も必要。継続が地域への浸透につながるはず。
市民活動を盛り上げるためには、補助事業の中から、市が協働できる事業を選択し、補助事業として共同開催していくこともよいと思う。

【市の見解】 ア) 本補助制度は、市民活動団体が提案する公益活動において、「その活動の自立を促し」「目的を達成するため」に支援するもので、市民活動を行うきっかけづくりにもなり、市民活動を行う人のすそ野の拡大を期待するもの。
同一事業の申請は3回までとなっているが、提案事業の公益性が高く、継続して支援が必要と認められる事業については、市担当課において、常設型の補助制度を設けるといったもの。

3. 平成24年度の補助制度骨子（案）

- | | |
|--------|--|
| ① 対象活動 | ○変更なし（これまで支援されていない市民公益活動） |
| ② 予算総額 | ○変更なし（補助金合計200万円） ※確定は3月議会 |
| ③ 補助額 | ○変更なし（補助金上限20万円） |
| ④ 補助率 | ○変更なし（対象事業費の2分の1以内） |
| ⑤ 募集時期 | ○変更なし（平成24年3月1日～4月9日）
※交付決定額に予算残がある場合、9月に追加募集を実施する。 |
| ⑥ 選考方法 | ○変更なし（公開審査会：4月下旬）
※追加募集の場合は、公開審査を10月に実施する。 |
| ⑦ 交付決定 | ○変更なし（5月上旬～）
※追加募集の場合は、公開審査終了後に交付決定する。 |
| ⑧ 事業報告 | ○変更なし（平成25年3月まで）
※追加募集の採択事業も合わせて報告する。 |

- ・市はこれまでの「補助金見直しガイドライン」の見直しを行ない、平成23年3月、「田原市補助金の適正化ガイドライン」を策定。平成24年度は、新ガイドラインに沿った制度運用が求められている。
- ・まちづくり事業補助金は、創設3年目であり、運用を重ねる中で意見・提案等に対して、ガイドライン、他制度との整合性を踏まえ、可能な範囲で柔軟な制度改正を行う。
- ・今年度は9団体からの応募があり、補助要望額・交付決定額1,199千円となっていることから、平成24年度は、10件の応募（上限20万円）を見込み補助総額を2,000千円とする。

市民協働事業の展開

平成 20 年度

市民協働促進方針策定

平成 21 年度

①市民協働まちづくり事業
補助金制度（開始）

随意契約委託

市民活動支援講座

(市民活動支援センター事業)

平成 22 年度

〔継続〕

市民提案委託制度（開始）

自由提案型

テーマ提示型

裾野拡大支援（開始）

新規団体

人材養成

平成 23 年度

〔継続〕

・二次募集開始

市民団体から
の自由提案に
よる市事業の
実施市から市民団
体への委託事
業の実施※2年目は
①市民協働
まちづくり
事業補助金
へ応募※各市民団
体にとって
有益な講座
等に参加

平成 24 年度以降

〔継続〕

3度の支援後の展開

②市民団
体の活動
の自立化③各担当課
における補
助の常設化
(継続支援)③④市の責務として実施すべき
事業について、市からの委託
に基づき市民団体が実施※市民活動参加者を拡大
するための施策展開

???

《展開図》

●市民で出来ることは、市民で実現する。

市民公益活動の領域

市民

市民活動団体

地域コミュニティ団体
NPO、ボランティア団体市民活動支援センター
による講座開催

担い手の育成

人材育成支援補助金

スキルアップ

人材裾野拡大

人材養成
活動補助新規団体
活動補助

平成22年度～

平成22年度～

○団体構成員
○旅費・受講料等
○補助率1/2
～2/2
○上限額3万円
○随時受付
○総額50万円○2年未満の団体
○活動経費
○補助率2/2
○上限額3万円
○1回限定
○随時受付
○総額50万円①市民協働
まちづくり
事業補助金

平成21年度～

○補助率1/2
○上限額20万円
○3回限度
○補助予算200万円
★公開審査
※常設型補助金にない活動

自主活動

自立化

②

その他の協働

■行政活動への市民参加

○無報酬・小額報酬

・アダプトプログラム

・ボランティアスタッフ

・その他

常設型補助金

■市民の自主活動として活動実施 ○補助率1/2上限 ※行革方針
〔団体活動補助〕地域コミュニティ、老人クラブ、子ども会 等々
〔団体運営補助〕社会教育団体連絡協議会、文化協会、体育協会、PTA連絡協議会、
国際交流協会 等々
〔団体事業補助〕花壇管理、市民まつり、サーフィン世界大会、トライアスロン、
文化ホール事業 等々

●市民では出来ないこと実現する。

行政活動の領域

市民提案型委託事業

③ 自由テーマ型（市民提案）

○市民団体が市施策として有効な実施可能な事業を提案
○市民団体が委託料（必要額）を積算する
市民活動団体からの提案の有効性等を市担当課で評価し、
内容協議の上で、翌年度予算で要求

平成22年度～ 事業実施

テーマ提示型（行政提案）④

○行政が求めるテーマ実現手法を市民団体から募集
○市から委託料の上限額を示す
市担当課は市民活動団体の提案の有効性等を確認し、
契約団体を選考

平成22年度～ 提案募集

委託業務

■行政の責任による事業実施
○ニーズに即した事業実施：効果向上 ○コスト低減
○体制・予算面で手が出せなかった事業の実施
〔農政課〕漁場クリーンナップ
〔維持管理課〕公園等管理
〔生涯学習課〕施設指定管理、あつみロビーコンサート、
市民コンサート、家庭の日コンサート、
各種スポーツ教室、文化教室、英会話教室
田原市検定 等々

委託的補助

補助化・委託化

市民協働まちづくり事業補助制度の実績と今後の展開

平成 21 年度に運用を開始した「市民協働まちづくり事業補助金」、4 年目を迎える来年度は、今まで補助採択されていた事業では対象外となる活動が発生することになる。今後、各課における常設型補助制度の創設の検討を促す。

1. 年度別申請実績

○平成 21 年度

【応募件数】 12 事業

【補助要望額】 1,737,000 円、【交付決定額】 1,548,000 円、【補助確定額】 1,485,000 円

【その他】 1 事業辞退

○平成 22 年度

【応募件数】 10 事業

【補助要望額】 1,223,000 円、【交付決定額】 1,178,000 円、【補助確定額】 985,000 円

【その他】 条件付交付決定とした事業あり

○平成 23 年度

【応募件数】 9 事業

【補助要望額】 1,199,000 円 【交付決定額】 1,199,000 円、【補助確定額】 —

【その他】 事業の一部を他制度活用のため補助事業を縮小した事業あり

※3 年間共に予算額 2,000 千円。

2. 本制度の対象外となる事業

本制度は、団体の自立を促がすこと、施策の必要性に応じた分野別常設型補助制度への展開を目的としていることから、同一事業の申請は 3 回を限度としている。制度開始から 4 年目を迎える来年度は、本補助制度に申請できない活動が発生する。

市民協働まちづくり事業補助金の対象外となる活動（3 回交付済）

①クリーンアップ活動・海の環境を学ぶ会など（ボランティアサークル亀の子隊）

市関係課 農政課、清掃管理課、生涯学習課

②あつみ NPO の集い・人材育成講座など（あつみ NPO ネットワーク）

市関係課 市民協働課

③アトリエカーグ展・ワークショップなど（NPO 法人うたた）

市関係課 福祉課、生涯学習課

④和太鼓による福祉啓発事業（NPO 法人渥美虹の会）

市関係課 福祉課

⑤共生のまちフォーラムの開催（「共生のまち」田原市を考える会）

市関係課 福祉課

3. 分野別常設型補助金への展開

(1) 個別の支援制度の検討

- 制度運用から3年目を迎え、今年度9団体から事業提案があり、うち5団体が同一事業で3回目の事業提案となった。
- 本補助金は、これまで支援されていない事業で、活動の自立を促すことを目的にしているため、同一事業の申請を3回までと制限している。
- 継続して支援が必要と認められる公益性の高い事業については、担当課において個別の支援制度の創設が必要となる。
- 個々の支援制度創設の参考とするため、審査会、事業報告会において関係各課の職員に出席を求め、市民活動団体の活動を知ってもらう機会を設けている。

(2) 市民協働に関するワーキング会議

- 田原市の市民協働まちづくり方針の実現にむけて、市の各種事務事業の取組状況を確認するとともに、課題を明確にすることにより、市民公益活動推進につなげる次なる展開を検討することを目的に「協働に関するワーキンググループ」を設置。
- 各部署に市民活動団体からの相談対応を依頼。委託事業とならない事業については、提案事業へのアドバイス、市民協働まちづくり事業補助金を始めとする各種支援制度の紹介を依頼。
- 市民協働まちづくり事業補助金採択事業は、関係各課において、市施策との整合性の確認などを行っており、また、市民を含めた審査委員会において、公益性・公共性を認められ支援を決定した事業。各分野における担い手として、市が継続して支援が必要と認められる提案事業については、各担当課において常設型補助制度の創設にむけた検討を依頼。

(3) 平成24年度予算要求

- 市役所部長会議（10月17日開催）において、各課における常設型補助制度の創設の検討を依頼。なお、制度検討にあたり、広く提案を募集する公募型の補助制度として検討を依頼。

平成 21 年度まちづくり事業補助金【確定】

提案団体	事業名	事業内容	要望額	交付決定	確定額
特定非営利活動法人ゆずりは学園	手づくりイスで街づくり	間伐材を利用したイスを作成。市民の交流の場に提供する	200,000 円	200,000 円	200,000 円
たらめ会	「たはら里山の旅・大山編」の編集・発刊	あまり知られていなかった奥渥美里山の自然を調査。大山、雨乞山周辺のハイキングガイドブックの発刊	200,000 円	200,000 円	200,000 円
NPO エコウインドネット	「エコの風おこそうかい！」事業	汐川・清谷川の清掃活動、エコの竹ドームを活用したエコ啓発活動。	157,000 円	154,000 円	141,000 円
特定非営利活動法人 渥美半島ハイキングクラブ	「雨乞山タコウダ展望クリーンハイキング 春」	三河湾国定公園を横断するハイキングコースで、自然観察やゴミ拾いを通して自然保護意識の高揚を図るハイキングを実施	60,000 円	60,000 円	60,000 円
環境ボランティアサークル 亀の子隊	西の浜クリーンアップ活動・海の環境を学ぶ会	西の浜の清掃活動、海の自然を学ぶための「海の環境を学ぶ会」の実施	200,000 円	200,000 円	200,000 円
特定非営利活動法人 渥美虹の会	障害児者福祉啓発事業	市民に障害のある人への理解を深めることを目的に和太鼓の演奏会を提供	105,000 円	105,000 円	105,000 円
「共生のまち」田原市を考える会	「共生のまち」田原を考えるフォーラム	障害のある方も無い方も同じ田原市民として共生していくまちを築くためのフォーラムの開催	151,000 円	151,000 円	119,000 円
女性会議WIT ウィット	～市民のライフアップセミナー～ 「女性のさまざまに発信が、互いを尊重し会える社会の実現に向かって」	各分野で活躍している女性、女性問題、人権問題等に取り組んでいる方々を囲んでの講座の開催	160,000 円	160,000 円	160,000 円
特定非営利活動法人 うたた	アートによるノーマライゼーション推進事業 「アトリエーカーク」	障がい者の余暇支援として絵画指導等を開催	97,000 円	73,000 円	71,000 円
「アートコラボ・芸術は君のもの！」実行委員会	「アートコラボ・芸術は君のもの！」	絵本画家を招いた読み聞かせ、トークショー、ワークショップの開催	160,000 円	辞退	—
あつみNPOネットワーク	「あつみNPOの集い 2010」	地域社会を担う子どもたちに NPO・ボランティア活動の紹介、参加のきっかけ作りとする講演会、活動発表等の開催	200,000 円	198,000 円	187,000 円
福江クリーンアップクラブ	福江地区クリーン大作戦	福江地区国道259号線沿いの清掃活動、花壇の手入れを行なう	47,000 円	47,000 円	42,000 円
合 計			1,737,000 円	1,548,000 円	1,485,000 円

平成 22 年度まちづくり事業補助金【確定】

提案団体	事業名	事業内容	要望額	交付決定	確定額
NPO法人うたた	『あっちこっち de アトリエ・カーグ展』	障がいの有無を問わない、アトリエ・カーグでの創作の現場で、互いに影響しあい生まれる絵や作品等を、沢山の方が見て頂ける美術館等で展示する。	114,000 円	114,000 円	114,000 円
里山保全山遊里	みんなで楽しみ未来へつなぐ里山保全活動	地域の里山保全活動を通して里山に親しめる環境づくり活動を展開する	105,000 円	105,000 円	105,000 円
環境ボランティアサークル亀の子隊	きれいな海を守る心を育て、思いを広げる環境プログラム	西の浜の「清掃活動」、海の自然を学ぶための「海の環境を学ぶ会」、思いを広げるための「広報活動」などの実施。	200,000 円	200,000 円	200,000 円
NPO法人渥美虹の会	福祉啓発事業	障害児が和太鼓を通して、親子で演奏・発表することで、自信につながり、生き生きとクラスことを目指す。	130,000 円	130,000 円	127,000 円
地域自給プロジェクト	地域自給プロジェクト	サトウキビ栽培から黒砂糖作り体験イベントを開催。昔の知恵を現代に生かし、次世代につなげ「暮らしの豊かさの実感」体験。	75,000 円	30,000 円	12,000 円
あつみNPOネットワーク	「NPO 人材育成事業」	地域づくりを担う人材育成事業。地域でNPO活動実践者から中高生、市民を巻き込んだセミナー・座談会・ワークショップ・講演会を開催。	200,000 円	200,000 円	200,000 円
「共生のまち」田原市を考える会	第 2 回「共生のまち」田原を考える会フォーラム	障害のある方の抱える問題、田原市での問題、障害の理解、今後の対応など、基調講演やシンポジウムを行い、わかりやすく前向きなフォーラムを開催。	151,000 円	151,000 円	76,000 円
NPO法人たはら広場	シュアスタート研究講座 ～大阪府の研究報告と日本での広がり～	「シュアスタート」の原点を踏まえ、日本各地で広がっている子育て支援の新しい潮流の研究会を保健師、保育士、市民を対象に開催。地域色を踏まえた未来の展望につなげる。	88,000 円	88,000 円	73,000 円
たっぷくヘルパーボランティア	認知症サポート講習会地域開催ツアー事業	各中学校、コミュニティにて、出張講習会（やわらかく「認知症を知ろう」）を開催。認知症を知り、高齢化地域性を明確とし、自らの地域を考える機会をつくる	100,000 円	100,000 円	18,000 円
NPO法人渥美半島ハイキングクラブ	里山保全・ハイキング・自然観察・ゴミ拾い in【あつみトレイル】	三河湾国定公園を横断するハイキングコースで、自然観察やゴミ拾いを通して参加者等の自然保護意識の高揚を図る。ハイキングの健康増進効果や敢行事業として期待する。	60,000 円	60,000 円	60,000 円
合 計			1,223,000 円	1,178,000 円	985,000 円

平成 23 年度まちづくり事業補助金【交付決定】

提案団体	事業名	事業内容	要望額	交付決定
特定非営利活動法人うたた	アートで障がいを超えた未来を考える	地域で暮らす子どもや障がいをお持ちの方が、アートや音楽の表現活動を通じて、自然な交流ができるイベントを企画する。作品展、障がい者アートの講演、障がい者バンドクラブ、アートイベントなど参加型のイベントの開催。	161,000 円	161,000 円
「共生のまち」田原市を考える会	「共生のまち」田原市を考える会フォーラムⅢ	「共生のまち」をさらに推し進めるために「共に生きる」をテーマとし、安全・安心な地域社会の実現に向けてその道筋を探る、そんなフォーラムを開催。	200,000 円	200,000 円
里山保全山遊里	みんなで楽しみ未来につなぐ里山保全活動	荒廃した地域の里山において、里山の整備、自然生態系の保全と遊歩道など住民のレクリエーション利用を進めるため、地元自治会と連携して、間伐、植樹、散策路整備に取り組むとともに、間伐材による長椅子等を製作・樹名板設置、きのこ菌打ちなど、市民が里山に親しめる環境づくり、活動を展開する。	79,000 円	79,000 円
特定非営利活動法人 渥美虹の会	福祉啓発事業	障害を持っている子どもと親での社会参加を大きな目的に、和太鼓を通して、親子で発表をすることで、地域への啓蒙活動をする。障害の有無にかかわらず、参加者募集のチラシを作成、各種団体へ広報活動を行う。	135,000 円	135,000 円
あつみNPOネットワーク	協働による人材育成と地域力アップ vol.2	平成 22 年度に実施した「NPO 人材育成事業(セミナー・座談会・講演会等)」について、自治会、学校、青年経済研究会など様々な団体と協働し、内容を充実させて実施。	200,000 円	200,000 円
たっぷくヘルパーボランティア	地域介護支援ふれあいツアー	【ふれあい活動】自治会にて「ふれあいサロン」を開催。 【地縁組織介護力向上活動】自治会総代、民生委員との地域の助け合いについて話し合う懇談会の開催。 【福祉サービス広報発行】介護施設の紹介やサービス内容を市民に情報提供。 【介護講演会】地域介護・在宅介護問題の講演会開催。	100,000 円	100,000 円
東友クラブ趣味の会	蔵王団地住民の健康、医療又は福祉の増進事業	蔵王団地住民の高齢化とともに外出も減り、引きこもりがちな生活者を一人でも多く誘い、楽しく生きがいのある場として健康体操、ウォーキング、手芸など集会所で行い、地域住民とのふれあいの場を作る。	33,000 円	33,000 円
環境ボランティアサークル 亀の子隊	きれいな海を守る心を育て、きれいな海を守りたいという心を広げる環境プログラム	クリーンアップ活動「西の浜クリーンアップ活動」、体験的環境学習「海の環境を学ぶ会」、いろいろなところでの「活動発表」、思いを広げるための「広報活動」などにより、「ふるさとの海を守っていく心を育てる」とともに「きれいな海を守りたいという心を広げる」ための活動。	200,000 円	200,000 円
特定非営利活動法人 たはら広場	「図書館で何ができる？」 ～図書館を核とする市民活動～	「市民と創った図書館」、さて図書館活用の実際はどうなっているのか。また、求められるサービスは手に入っているだろうか。運営者としての図書館の側から、または利用者の立場から、もっと図書館の潜在能力を引き出す活用法を実例のテーマを挙げながら学ぶ。	91,000 円	91,000 円
合 計			1,199,000 円	1,199,000 円

補助金の適正化ガイドライン

平成23年3月

田原市

目次

I	策定の趣旨	1
II	支援の根拠	1
III	適正化の指針	2
1	共通指針	2
(1)	視点	2
(2)	事業科目	2
(3)	補助要綱	3
(4)	補助期間（終期）	3
(5)	補助率	3
(6)	補助対象経費	3
(7)	公募型補助制度	3
(8)	類似補助金	3
(9)	新たな補助金	3
2	分類別指針	4
IV	推進体制等	7
1	平成23年度の推進体制	7
2	その他	7

I

策定の趣旨

補助金は、公益上必要があると認められる場合において財政的な支援を行うものであり、市が新しい施策の普及を図る場合や、特定の行政水準を引き上げるためには、大変有効な手段です。また、総合計画に掲げられた「市民参加と協働によるまちづくり」を推進していくためにも重要な制度です。

しかし、景気の後退など市政を取り巻く状況が大きく変化する中、今後ますます増加する行政需要に的確に対応するためには、より効果的・効率的に補助金制度を運用する必要があります。

そこで、平成 22 年 8 月に田原市行政改革推進研究会を設置し、補助金の適正化について調査研究を重ね、平成 23 年 1 月 6 日に同研究会より「補助金の適正化に関する提言書」の答申を受けました。

本ガイドラインは、この提言書の趣旨を踏まえ、既存の補助金の適正化や新しい補助金を創設する場合の指針を示し、より適正で透明性の高い補助金制度を確立するために策定するものです。

II

支援の根拠

補助金は「地方自治法」に基づき、公益上必要があると認められる場合において支援を行うものであることから、具体的には次の 4 つの項目に該当するものを補助対象とします。

- (1) 新しい施策を普及させるための補助
- (2) 特定の行政水準を引き上げるときの「呼び水」的な補助
- (3) 公益性のある団体への資金援助型の補助
- (4) 市から団体等への「経費負担」的な補助

また、市民公益活動に関する部分については、「田原市市民協働まちづくり条例」に基づき、その活動が促進されるよう必要な支援（補助）を行うものとします。

地方自治法（抜粋）

（寄附又は補助）

第 232 条の 2 普通地方公共団体は、その公益上必要がある場合においては、寄附又は補助をすることができる。

田原市市民協働まちづくり条例（抜粋）

（その他の支援）

第 13 条 市の機関は、市民公益活動に対し、必要に応じ、人的支援、財政的支援等を行うものとする。

補助金は、地方自治法２３２条の２において定められているとおり「公益性」を有していることが条件になっています。しかしながら、年数の経過とともにその公益性が乏しくなる場合もあります。また、補助期間の長期化による「既得権化」や「前例踏襲」の傾向も否めないことから、定期的にその目的や内容が時代に即したものであるかどうかを検証しなければなりません。

そこで、補助金交付の原則である公益性の要件を備え、より適正な交付が行われるよう、以下の指針のもと適正化を行います。

なお、本ガイドラインの対象は、補助金のほか、補助金と同様の性格を持つ報償費や負担金等を含むものとし、適正化にあたっては、交付先である団体等の理解が得られるよう、その立場や活動に十分配慮して実施するものとします。

１ 共通指針

すべての補助金について、以下の項目に従い適正化を図ります。

（１）視点

補助金の適正化や創設にあたっては、次の５つの視点に基づいて実施する。

区分	視点
①公益性	客観的にみて公益上必要であると認められるかどうか
②必要性	(1) 事業の目的、内容等が社会経済情勢に合致していること (2) 行政と市民の役割分担において、市が関与すべき事業と認められるか
③先駆性	内容や手法に先見性があり、まちづくり等の先進事例として効果が期待できるか
④事業費の妥当性	直接公益的な事業に結びつかない経費や、社会通念上公金で賄うことがふさわしくない経費が含まれていないか
⑤公平性	(1) 補助の効果が広く市民に行き渡り、特定の者の利益に終わっていないか (2) 同様の活動を行う団体等に対し、補助金を受けられる機会が与えられているか

（２）事業科目

補助事業の内容が行政（市）の代替としての性格を有しているものは委託事業に、委託事業の内容が補助の性格を有しているものは補助事業に切り替えること。

ただし、市民ニーズや社会構造の多様化に伴い、市が実施すべきか、市民等が取り組むべきものか判断しがたいものについては、その時点の市の施策推進の考え方などを勘案し総合的に判断すること。

委託事業と補助事業の違い

- 委託事業 …… 市の責任で実施すべき性質の市民サービス又は行政管理業務等を、専門性・効率性等の観点において、高い効果を得られると考えられる場合に他の団体に依頼するもの
- 補助事業 …… 特定の事務、事業のうち、公益性があると認められるものに対して支援するもの

(3) 補助要綱の整備と透明性の確保

補助金には、貴重な税金が投入されているという認識を持続するため、全ての補助事業ごとに田原市補助金交付要綱に基づく補助要綱を整備するとともに、補助事業の目的・内容等と合わせ、田原市ホームページ等で公表することにより透明性を確保すること。

(4) 補助期間（終期）

事業の目的や効果を検証するため、原則として後述の「2 分類別指針（1）視点」に示す補助期間（終期）を補助要綱に定めること。

なお、補助期間（終期）は補助金の継続交付を否定するものではなく、事業の目標達成に向けた努力の促進と、効果や必要性を検証・評価する機会であることに留意すること。

(5) 補助率

補助率は、行政目的の達成のために必要な特段の理由がある場合を除き、原則2分の1以内とすること。

ただし、国や県等の補助制度を活用し、その補助制度において、市の補助金額を定める規定がある場合は、当該規定に従うものとする。

(6) 補助対象経費

補助金に以下の経費を含む場合は、その必要性和妥当性を十分検証すること。

○人件費	○報償費	○旅費	○飲食費	○慶弔費
○備品購入費	○車両購入費	○用地取得費		

(7) 公募型補助金制度

特定の団体に対し、長期に渡って継続している補助事業については、他に同様の活動や事業を行う団体がいないか調査確認を行い、公平性を欠く場合は、公募型補助金制度等への転換を図ること。

(8) 類似補助金

交付目的や対象、要件などが類似する補助事業については、統合・再編を図ること。

(9) 新たな補助金

新しい補助制度を創設する場合においては、限られた財源の中で効果的に事業を実施する観点から、既存事業等（補助事業に限らず）のスクラップ&ビルドを基本とし、財源捻出に努めること。

2 分類別指針

補助金は、その補助対象や内容により性質が異なり、それぞれの性質によって抱える課題も異なります。そのため補助金を性質別に分類し、それぞれの性質に対応した適正化を図ります。

◆補助金の性質別分類

区分		内容
①団体運営補助		団体としての活動に公益性を認め、その運営費に対し補助するもの
②事業補助	(1) 奨励補助	市の施策を推進するため、特定の事業に対し奨励的に補助するもの
	(2) 協調事業補助	特定の事業に対し、国や県の補助金制度を活用し補助するもの（国や県の補助制度への上乗せ補助を含む）
	(3) イベント・大会補助	イベントや大会の実施経費に対し補助するもの
	(4) 建設的事業補助	公共性の高い都市基盤の整備等に対し、市が公益性を認め補助するもの
	(5) その他事業補助	上記以外の事業に対し、制度に基づいて補助するもの
③地域コミュニティ関連補助		地域コミュニティ活動の活性化を図ることを目的に、校区コミュニティ協議会、自治会等に補助するもの
④利子補給金		利子の一部又は全部を補助することで事業目的を達成しようとするもの
⑤義務的補助		法令等で市の負担が義務付けられているものや、債務負担行為の設定など、支出の意思決定が行われているもの

◆分類別指針

区分		補助期間（終期）	視点
①団体運営補助		○原則３年以内とする。 ○既存の補助金は、平成 25 年度末を終期とし、補助効果を検証した上で継続の適否を判断すること。 ○国、県の補助制度がある場合は、制度の終了時を終期とすること。 ※個々の制度の随時見直しを否定するものではない。	○補助の目的及び対象の明確化を図るため、団体の運営自体に公益性が薄れているものは事業費補助へ転換すること。 ○繰越金が補助額を上回るなど、団体の収支状況も踏まえ補助の適否を判断すること。 ○団体の自主財源の確保にむけ努力を促すこと。 ○同様の対象活動を行う団体等が存在する場合は、公平性を欠かないよう留意すること。
②事業費補助	(1) 奨励補助	○補助に要する予算総額や補助目標の指標を設定し、目標到達時点を終期とすること。 ○目標を設定しがたいものは原則３年以内とし、補助効果を検証した上で継続の適否を判断すること。	○過度のサービス供給とならないよう、定期的に適正な補助率・補助額を定めること。 ○定期的に補助目的や内容が時代に即したものとなっているかを検証すること。
	(2) 協 調 事 業 補助	○国や県等の制度が終了した時点で廃止することを基本とすること。	○定期的に補助制度が市民ニーズに合致しているか、また、効率性・費用対効果の観点からも検証し、本市に必要な補助制度を取捨選択すること。 ○市の上乗せ補助は合理的な理由がない限り行わないこと。
	(3) イ ベ ン ト ・ 大 会 補助	○原則３年以内とする。 ○既存の補助金は、平成 25 年度末を終期とし、補助効果を検証した上で継続の適否を判断すること。 ※個々の制度の随時見直しを否定するものではない。	○定期的に補助制度が市民ニーズに合致しているか、事業目的や内容が時代に即しているかを検証すること。 ○補助金額の算出にあたっては、対象経費、単価等を含めた積算を明確に行うこと。 ○自主財源の確保に向け努力を促すこと。 ○同様の対象事業を行う団体等の存在に留意し、公平性を欠かないようにすること。

	(4) 建設的事業補助	○整備終了まで	○費用に見合う効果が得られるか、事業目的や効果を事前に評価すること。
	(5) その他事業補助	○原則3年以内とする。 ○既存の補助金は、平成25年度末を終期とし、補助効果を検証した上で継続の適否を判断すること。 ※個々の制度の随時見直しを否定するものではない。	○定期的に事業の必要性、対象範囲、公平性を欠いていないかを検証すること。 ○少額補助（1件10万円以下）について年々実績が減少している場合は、その原因を検証し、必要な見直しを行うこと。
③地域コミュニティ関連補助		○原則5年経過したときに全体的な見直しを行う。 ※個々の制度の随時見直しを否定するものではない。	○市民協働の柱として、市依頼業務を持続的に対応ができる運営体制確立のための支援となるように留意すること。 ○補助による活動が一過性に終わることなく、運営体制確立に資するものであること。 ○校区コミュニティ協議会への補助は、効果が校区内の住民・各種団体等に広く波及するように留意すること。 ○委託業務的な補助と自主的な活動支援とを明確化し、補助制度を整理すること。 ○施設整備等の補助制度は、整備効果に留意すること。 ○市民館整備や主事配置などの直接支援を含めて、支援の効果・効率性に留意すること。
④利子補給金		○制度の目標に応じた終期とすること。	○金利情勢に応じた利子補給率とすること。
⑤義務的補助		○法令等に基づくこと。 ○債務負担等の期限をもって終期とする。	○法令等の改廃に応じた見直しを行うこと。

IV

推進体制等

1 平成23年度の推進体制

時期	所管課の事務	政策推進課・財政課の事務
4月 5月	○補助金調書の修正及び提出 ○補助要綱の提出 ○補助金決算資料等の提出	○田原市補助金交付要綱の見直し ○補助金の性質別分類 ○補助要綱の内容確認 ○補助金決算資料等の内容確認
6月	○事務事業評価 ・補助効果の検証	
7月		○事務事業評価結果の確認 ・補助効果の検証
8月 9月	○ヒアリング（サマーレビュー）	○ヒアリング（サマーレビュー） ・補助要綱整備（終期設定）の指導 ・補助対象経費の検証
10月 11月 12月	○予算要求 ・予算ヒアリング	○予算ヒアリング
1月 2月 3月	○補助要綱の整備及び見直し	○補助要綱、実績等の公表

2 その他

- 本ガイドライン策定後、速やかに「田原市補助金交付要綱」を改正します。
- 補助金見直しガイドライン（平成19年3月策定）は廃止します。

(案)

田原市の市民協働まちづくり事業補助金

【平成24年度】

《 応 募 の 手 引 き 》

応募期間

平成24年3月1日(火) ～ 4月 9日(月)必着

田原市市民環境部市民協働課

田原市の市民協働まちづくり事業補助金とは

市は、市民の連帯強化、地域振興及び市民公益活動の促進を図ることを目的に、田原市市民協働まちづくり条例（平成２０年３月２６日条例第１号）第１９条の規定に基づき、田原市市民協働まちづくり基金を設置しています。

「田原市の市民協働まちづくり事業補助金制度（素案）」は、市民活動団体が提案するこれまで支援されていない公益活動分野で、その活動の自立を促し、目的を達成するため、市民活動団体が実施する事業に対して、基金の運用から生ずる収益及び一般寄付の積立額の範囲内において、必要経費の一部を補助するものです。

１ 対象となる事業及び事業の分野

- ・対象となる事業は、地域で抱える社会的課題の解決に向けて、公共性及び公益性が高いと認められる若しくはそうした期待がされる次のいずれにも該当する事業です。

（１）市内で実施される事業又は市民に対して実施される事業

（２）事業の計画、事業の効果及び収支計画が明確である事業

- ・対象となる事業の分野は、先駆性及び創意工夫など市民感覚の柔軟なアイデアや発想のある次のいずれかに該当する事業です。

（対象１７分野）

- １ 健康、医療又は福祉の増進を図る事業
- ２ 社会教育の推進を図る事業
- ３ まちづくりの推進を図る事業
- ４ 学術、文化芸術又はスポーツの振興を図る事業
- ５ 環境の保全を図る事業
- ６ 災害救援活動事業
- ７ 地域安全活動事業
- ８ 人権の擁護又は平和の推進を図る事業
- ９ 国際協力の活動事業
- １０ 男女共同参画社会の形成の促進を図る事業
- １１ 子どもの健全育成を図る事業
- １２ 情報化社会の発展を図る事業
- １３ 科学技術の振興を図る事業
- １４ 経済活動の活性化を図る事業
- １５ 職業能力の開発又は雇用機会の拡充を支援する事業
- １６ 消費者の保護を図る事業
- １７ 各号に掲げる活動を行う団体の運営又は活動に関する連絡、助言若しくは援助の活動事業

2 対象外となる事業

- ・対象となる事業でも、以下の事由に該当する場合は補助対象になりません。
- (1) 専ら直接的に利潤を追求することを目的とする事業
- (2) 宗教の教義を広め、儀式行事を行い、又は信者を教化育成することを目的とする事業
- (3) 政治上の主義を推進し、支持し、又はこれに反対することを目的とする事業
- (4) 特定の公職（公職選挙法（昭和25年法律第100号）第3条に規定する公職をいう。以下同じ。）の候補者（当該候補者になろうとする者を含む。）若しくは公職にある者若しくは政党を推薦し、支持し、又はこれらに反対することを目的とする事業
- (5) 地域への波及効果より会員相互の受益割合が高く、かつ、参加費等で十分運営可能な事業
- (6) 公序良俗に反する事業
- (7) 特定の個人や団体のみが利益を受ける事業
- (8) 他の制度から補助金等の交付を受ける事業
- (9) 交付決定時において事業を着手している事業
- (10) 平成25年2月末までに完了しない事業
- (11) 過去に3回、本補助金の交付を受けている事業
- (12) その他、田原市が補助をすることが不適当と認められる事業

3 応募団体の要件

- ・応募団体の要件は、市民公益活動を行おうとする市民活動団体で、次の全ての要件に該当する団体とします。
- (1) 5人以上で構成されている団体 ※名簿添付（住所・氏名・電話番号を記載）
- (2) 市内に事務所等の拠点があり、主として市内で市民公益活動を行う団体
- (3) 申請時に記載した事業を予定どおり遂行できる団体
- (4) 適切な会計処理がなされている団体
- (5) 公開審査（4月）及び事業報告会（3月）に出席できる団体

4 応募できない団体

- ・応募団体の要件の有無にかかわらず、次の団体は応募することができません。
- (1) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律に規定する処分を受けている団体又はその構成員の統制下にある団体
- (2) 無差別大量殺人行為を行なった団体の規制に関する法律に規定する処分を受けている団体又はその構成員の統制下にある団体

- (3) 政治活動や宗教上の教義を広める活動を主たる目的とする団体
- (4) 公序良俗に反する団体
- (5) 過去5年間、同じ構成員で3回本補助を受けている団体、または、補助事業の不行執行により取消し等の処分を受けた団体

5 補助金の交付の対象となる経費、対象とならない経費

・以下の表のとおりです。なお、事業実施団体が支出したことを明確に確認する必要があります。(日付や領収書の宛名が明確になっている等)

対象経費の項目	対象となる例	対象とならない例
人件費	事業の開催のために臨時に必要な となる専門家(相談、指導など) 及び会員以外の人員への賃金	団体の構成員に対する人件費や謝 礼
報償費	催し等の講師、専門家、出演者 等への謝礼金	記念品、手土産代等 団体会員への謝礼金
旅費	講師、専門家、出演者等の会場ま での交通費の実費	視察費、宿泊費、参加者及び団体 構成員の交通費
食糧費	外部講師の食事代 会議等の茶菓子代	団体構成員への食事代
需用費	消耗品費、印刷製本費	対象事業以外の材料費、印刷製本 費等
役務費	切手代や宅配便料等の通信運搬 費、事業の開催時にかける損害保 険料等	対象事業以外の役務費、火災保険、 地震保険、車両にかかる保険、事 業開催時に参加者等が任意でかけ る保険料
委託料	団体構成員で行えない業務を外 部に委託した費用	事業の再委託料、事務所の管理委 託経費
使用料及び賃借料	事業のための会場等の使用料、事 業実施にあたり必要な機材の借 上料	補助対象事業以外の使用料
備品購入費	もっぱら対象事業に使用する3万 以下の備品購入費	車両及び補助対象事業以外の備品 購入費
その他経費	その他市長が必要と認める経費	用地取得経費、不動産登記費その 他市長が社会通念上適切でないと 認めた経費

6 補助金の交付額及び交付回数の限度等

- ・補助金の交付額は、予算の範囲内で交付します。

(1) 補助対象経費が40万円以下の場合・・・補助対象経費の2分の1

補助対象経費が40万円を超える場合・・・20万円

ただし、補助対象活動によって得た収入と補助金交付予定額の合計が、補助対象経費を上回る場合は、その超過分を補助金交付予定額から減額します。

(2) 補助金の交付額は、1,000円未満を切り捨てた額とします。

(3) 補助金は、単年度ごとの事業費に対して交付します。

(4) 複数年度にまたがる同一の事業に対する補助金の交付回数は、原則として最長3回までとなります。ただし、複数年にまたがる事業は、年度ごとの事業実績で適切な評価がなされる事業に限ります。したがって、次年度も同一事業を申請する場合は、単年度ごとの申請に基づく審査により決定します。

7 選考方法

- ・提出された申請書の書類審査と公開審査会による審査基準に基づく審査を行い、その審査結果を最大限尊重し、審査点数（50点満点）の平均点が高い団体から予算の範囲内（基金の運用益を限度）で市が決定します。なお、一定の点数が得られない場合、採択されない場合があります。

(1) 書類審査

- ・市において、応募事業の補助対象事業の適否、応募団体資格の有無及び添付書類の確認をする審査です。

(2) 公開審査

- ・書類審査を通過した応募団体によるプレゼンテーションを参考に市民協働まちづくり会議から選出する5名の審査会委員による所定の審査基準に基づいた審査です。
- ・公開審査の審査基準は、公益性、必要性、連携性、先駆性、事業費の妥当性、発展の可能性、実現の可能性、自立継続性の8項目が審査基準となります。
- ・審査点数（50点満点）の平均点が高い団体から予算の範囲内（基金の運用益を限度）で補助します。
- ・公益性及び必要性の点数については、評価点を2倍して計算します。
- ・公益性及び必要性の項目が、審査員の一人でも0点を付けた場合、他の項目で高い点を得ていても補助対象とはしません。
- ・審査の参考として、既存の補助制度との関係や市の施策との適合の有無など市の関係部署の意見を添付します。

(審査点数)

点数	5	4	3	2	1	0
評価	補助対象として、特に適している	補助対象として、適している	補助対象として、普通である	補助対象として、劣るところもあるが一応可である	補助対象として、疑問がある	補助対象とすべきでない

(注) 公益性及び必要性の審査点数は、2倍にして計算します。

(公開審査基準)

評価項目	評価の着眼点	点数
公益性	・ 地域振興に寄与する活動か ・ 社会に貢献する活動か	10点
必要性	・ 地域で抱える社会的な課題を的確に捉えているか (どういった課題のために、誰のために) ・ 社会情勢に応じてニーズは高いか ・ この補助制度で支援すべきか	10点
連携性	・ 市民の連帯強化を図れるか ・ 地域コミュニティ団体、非営利活動団体、ボランティア団体その他の団体との連携があるか	5点
先駆性	・ 市民ならではの先駆性・創意工夫・独自性などの柔軟な視点があるかどうか ・ 既に市の事業として実施していないか	5点
事業費の妥当性	事業費積算の妥当性 ・ 積算の精度 (申請内容の収支や補助対象経費の積算は妥当か) ・ 費用対効果 (事業費が最小の経費で最大の効果を狙っているか)	5点
発展の可能性	・ 市民公益活動を促進するか ・ 今後の成果の広がりが期待できる活動か ・ 課題解決の担い手づくりの裾野を広げる波及効果があるか	5点
実現の可能性	・ 事業の実施体制、事業計画、資金計画等が現実的、具体的であるか (あいまいな点、決まっていない事が多くないか)	5点
自立継続性	・ 自己資金調達の努力をしているか (寄付、協賛金呼びかけなどの努力及び参加費など受益者負担の妥当性) ・ 自立に向けた事業の継続性があるか	5点

8 活動成果の報告会

・事業終了後、実績報告書の提出のほかに、公開により開催する事業報告会（3月上旬）を開催しますので、活動の成果を公表していただきます。なお、年度途中で中間報告をお願いする場合があります。

9 その他

・関係書類の整備、必要な指示、検査等その他補助金に関する事項は、田原市補助金交付要綱によるものとします。

・補助金の交付は、翌3月に行なう成果報告会を経た後となります。なお、早い段階で事業が完了した団体で実績報告が提出され、適正であった場合、速やかに交付することとします。

公募～事業化～事業評価の流れ

- 1 補助金事業認定申請書の提出（3月1日から4月9日まで）
※交付決定額に予算残がある場合、9月に二次募集を行います。
- 2 制度説明会（平成24年3月頃、必要に応じて開催）
- 3 書類審査結果の通知（市から通知）（4月中旬）
- 4 公開プレゼンテーションによる審査（4月下旬）…（審査会委員）
※二次募集の場合は、公開審査を10月に実施します。
- 5 審査結果の通知（市から通知）（5月上旬）
- 6 交付申請書の提出（採択された場合の本申請）（5月上旬～中旬）
- 7 交付決定の通知（5月中旬）
- 8 事業の実施（交付決定の日から翌年2月末まで）
- 9 （変更の場合）変更承認等申請、変更承認等の決定
- 10 実績報告書の提出（事業完了後20日以内）
- 11 事業報告会（3月中）
- 12 交付の確定の通知（3月下旬）
- 13 交付請求書の提出（3月下旬）
- 14 補助金の振込み（4月下旬まで）

《申込み・問合せ先》

田原市 市民環境部 市民協働課

田原市田原町南番場30番地1 市役所南庁舎2F

TEL 0531-23-3504

FAX 0531-23-0180

Email: kyoudou@city.tahara.aichi.jp

提案型委託(テーマ提示・自由提案)制度の状況

平成22年度に創設したテーマ提案型委託制度、自由テーマ型委託制度の状況を報告する。

1. 提案型委託制度の目的

市民提案型委託制度は、市が実施すべき市民サービスや管理業務などについて、少ない経費で高い効果を期待できるものについて、市からの委託契約により提案団体が実施する協働制度。

(1) テーマ提示型委託制度

- 市が提示する特定のテーマに対し、市民活動団体から具体的な企画から実施に至るまでの提案事業を募集する制度。

(2) 自由テーマ型委託制度

- 市民活動団体の専門性などを生かし、自由な発想で提案する市の施策の推進が期待される事業を募集する制度。

2. 委託制度の実施

(1) 提案型委託制度PR (H23.6～)

- ・ (テーマ提示) 6月 広報たはら6月15日号に掲載
市および市民活動支援センターホームページ掲載
- ・ (自由テーマ) 7月 広報たはら7月15日号に掲載
市および市民活動支援センターホームページ掲載

(2) 提案募集

① テーマ提示型委託制度 (募集期間 平成23年6月15日～平成23年7月25日)

■募集テーマ1 しみんのひろば(市民活動団体交流会) 開催事業

【提案内容】 市民活動団体の交流の場、活動PRの場を提供する事業

【事業費】 50万円(上限) 【担当課】 市民協働課

◎応募団体＝1団体(しみんのひろば運営委員会)

【事業名】 しみんのひろば開催事業

【事業概要】 市内の市民活動団体が一堂に集まる「しみんのひろば」を開催し、市民に市民活動・ボランティア活動のよさを伝え、市民活動に携わる人のすそ野拡大を目指す。また、団体間の交流を通して、資質向上、団体間の連携の推進を図る。

【事業費】 296,940円

② 自由テーマ型委託制度 (募集期間 平成23年7月1日～平成23年8月31日)

●平成23年度 応募団体＝なし

【事前相談】 市民活動団体より提案事業について事前相談あり。担当部署へつなげた。

提案を確認したところ、委託事業(市の責任で実施すべき事業)ではないが、公益性の認められる事業であったため、既存の補助制度を紹介した。

(3) 選考方法

① テーマ提示型委託制度

ア) 提案内容の審査

- ・テーマ提示した担当課は、応募団体からのプレゼンテーションを受け、「公益性」「的確性」「実行性」「費用対効果」の評価項目により審査を行い、協働候補者を選定する。
- ・担当課は、協働候補者と事業実施に向け、「事業内容」「応募団体と市の役割分担」「必要経費」などについて協議を実施する。

イ) 協働者の決定

- ・事業の協議が整い事業内容が確定した場合、市と協働者と委託契約を締結する。
- ・協働者は委託契約に基づき事業を実施する。

② 自由テーマ型委託制度

ア) 提案内容の審査

- ・提案事業のテーマに関係する担当課は、応募団体からのプレゼンテーションを受け、「公益性」「的確性」「実行性」「費用対効果」の評価項目により審査を行い、協働候補事業を選定する。
- ・担当課は、協働候補者と事業実施に向け、「事業内容」「応募団体と市の役割分担」「必要経費」などについて協議を実施する。

イ) 予算措置

- ・事業の協議が整い事業内容が確定した場合、提案事業を実施するための概略設計・仕様書を作成し事業経費を見積もり、翌年度予算要求に計上する。
- ※予算編成の都合上、事業費削減、翌年度への繰り延べの場合あり

ウ) 契約締結

- ・事業の協議に基づく仕様書により、市と提案者と委託契約を締結する。
- ・契約者は委託契約に基づき事業を実施する。

(4) 審査会の開催

ア) 審査会

○提案テーマ 「しみのひろば（市民活動団体交流会）開催事業」

【提案者】 しみのひろば運営委員会 代表 伊藤伸浩

【プレゼンテーション】 平成23年9月15日 16時00分～ 市役所200会議室

【審査員】 市民環境部長、市民環境部次長、市民協働課長、福祉課長、生涯学習課長
計5名

【審査方法】 ・提案説明 5分、審査員質疑 5分

・「公共性」「的確性」「実行性」「費用対効果」の審査項目により審査。
審査通過に当たっては、評価平均点[合計得点÷(審査員人数×項目数)]が
3点を超えることが条件

【審査結果】 「採択」(得点3.78点) ※協働候補者の決定

イ) 協議・契約

- ・市と協働候補者により、事業内容、役割分担等について協議した。
- ・平成23年10月11日契約締結

3. 今後の取り組み

(1) 課 題

- ① 平成 22 年度スタートした提案型委託制度、昨年に引き続き、応募はテーマ提示型への応募のみとなっている。
- ② 想定される応募がなかった原因（市民協働まちづくり事業採択団体へのヒアリング（H22））
 - 周知不足 ○時期・金額といった条件面の不都合 ○団体がやりたいことは既に行われている
 - それぞれの活動で手一杯 ○既に委託業務を受託 ○縛りのきつい委託事業よりも補助制度を選択
 - 委託事業というと制限が厳しいイメージがある ○仕事と団体活動の両立は難しい。
- ③ 委託事業（市が実施すべき事業）と補助事業（団体の責任で行う公益性の高い事業）の判断が難しい。
- ④ テーマ提示型委託制度について、各担当部署からのテーマの提示が少ない。

(2) 今後の取り組み

- ① スタートして 2 年目の制度であるため、3 年程度運用してみて、制度の存廃を検討する。
- ② 市の各担当課は、既に市民活動団体に委託している業務もあるが、相手方が限定されるものばかりではないため、提案募集（公募）により、効果的な事業提案を期待する。
- ③ 委託事業と補助事業の棲み分けを市民活動団体が判断するのは難しい面もある。提案団体が気軽に相談ができる体制を整える。各担当課が相談に乗れるよう、市職員の協働事業への理解を深める。
- ④ 市民活動団体との協働による取り組みにより効果の向上、コスト縮減が期待される事業について、各課において、広く市民から公募する「提案型委託制度（テーマ提示型）」の積極的な活用をお願いする。

4. その他

(1) 協働に関するワーキング会議

- 田原市の市民協働まちづくり方針の実現にむけて、市の各種事務事業の取組状況を確認するとともに、課題を明確にすることにより、市民公益活動推進につなげる次なる展開を検討することを目的に「協働に関するワーキンググループ」を設置。
- 各部署に市民活動団体からの相談対応を依頼。委託事業とならない事業については、提案事業へのアドバイス、市民協働まちづくり事業補助金を始めとする各種支援制度の紹介を依頼。
- 既に行われている市民活動団体への委託事業については、委託先（受託者）を限定した委託契約が多くなっている。広く募集することで、より効果的な事業が期待できる。提案型委託制度の積極的な活用を依頼。

(2) 平成 24 年度予算要求

- 市役所部長会議（10 月 17 日開催）において部長会議において、提案型委託制度の活用を依頼。

平成24年度 市民提案型委託事業応募要領(案) 【テーマ提示型】

この制度は、市が取組むべき地域課題の解消に資する事業について、市民活動団体の柔軟な発想で提案していただき、提案者と市が委託契約を結んで実施することにより、効果の向上、コストの縮減を図ることを目的としています。

1. 募集するテーマ

当該年度に各担当部署において、市民活動団体との協働による取組みにより効果の向上等が期待される事業についてテーマを示します。

2. 対象となる事業

対象となる事業は、市民活動団体から提案を受ける事業で、次のいずれにも該当する事業です。

- (1) 市が定めるテーマに合致しているもの
- (2) 市内で実施されるもの
- (3) 平成25年2月末までに完了するもの

3. 対象ならない事業

対象となる事業であっても、以下の事由に該当する場合は対象としません。

- (1) 専ら直接的に利潤を追求することを目的とする事業
- (2) 宗教の教義を広め、儀式行事を行い、又は信者を教化育成することを目的とする事業
- (3) 政治上の主義を推進し、支持し、又はこれに反対することを目的とする事業
- (4) 特定の公職（公職選挙法（昭和25年法律第100号）第3条に規定する公職をいう。以下同じ。）の候補者（当該候補者になろうとする者を含む。）若しくは公職にある者若しくは政党を推薦し、支持し、又はこれらに反対することを目的とする事業
- (5) 公序良俗に反する事業
- (6) 特定の個人や団体のみが利益を受ける事業
- (7) 他の制度から助成等を受ける事業
- (8) その他、田原市が対象として不適当と認められる事業

4 応募団体の要件

応募団体の要件は、市民公益活動を行おうとする市民活動団体で、次の全ての要件に該当する団体とします。

- (1) 5人以上で構成されている団体 ※名簿添付（住所・氏名・電話番号を記載）
- (2) 市内に事務所等の拠点があり、主として市内で市民公益活動を行う団体

(3) 提案時に記載した事業を予定どおり遂行できる団体

(4) 適切な会計処理がなされている団体

※応募できない団体……応募団体の要件の有無にかかわらず、次の団体は応募できません。

- ・ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律に規定する処分を受けている団体
又はその構成員の統制下にある団体
- ・ 無差別大量殺人行為を行なった団体の規制に関する法律に規定する処分を受けている団体
又はその構成員の統制下にある団体
- ・ 政治活動や宗教上の教義を広める活動を主たる目的とする団体
- ・ 公序良俗に反する団体

5 提出書類

市民提案委託事業企画書（様式第1号）に次に掲げる書類を添えて提出してください。

- (1) 団体概要説明書（別紙1）
- (2) 事業計画書（別紙2）
- (3) 提案事業予算書（別紙3）
- (4) 定款、規約、会則その他これらに準ずるもの
- (5) 構成員名簿
- (6) 団体の決算書（直近のもの）

6 選考方法

提案事業の選考は、次の項目について市が審査を行います。書類審査及び担当課へのプレゼンテーションを実施します。

評価項目	評価の着眼点
公共性 公共的価値 問題意識	・ 多くの市民等に波及、貢献する公共的事業であるか。 ・ 地域の課題を適格に把握しているか。
的確性 専門性 企画の確実性	・ 提案募集テーマに対して的確な事業であるか ・ 団体の能力や専門性が生かされる事業であるか ・ 事業の企画が適切で制度の高いものであるか
実行性 計画の実行性 遂行能力	・ 団体の活動経験、事業実施体制、スケジュール等は妥当であるか
費用対効果 妥当性 効率性	・ 事業予算書の記載内容や積算根拠は明確で妥当であるか ・ 課題に対する費用対効果は妥当であるか

7 提案募集

各担当が示す期間

8 応募方法

直接持参、郵送で提出（提示する期限内必着）

9 提出先

田原市役所 各担当課

〒441-3492 田原市田原町南番場 30 番地 1

Email：各担当課 FAX（代表） 0531-23-01080

10 スケジュール

- （１）募集期間（各担当が示す期間）
- （２）担当課へのプレゼンテーション ※協働候補者決定
- （３）担当課と協働候補者の協議
- （４）仕様書作成・契約の締結
- （５）事業実施（契約の日～翌２月末）
- （６）事業実績報告の提出
- （７）委託料の支払い ※事業内容に応じて前金払いを行います。

11 その他

- （１）契約時の仕様書に記載した内容を達成できないときは、支払額の全額または一部を返還していただきます。
- （２）事業内容や委託金額を修正することを条件に採用する場合や、市と受託団体との協議により企画案の一部を修正することがあります。
- （３）提案内容、団体の名称及び連絡先などについては、広報紙や市ホームページ等で公開することがあります。あらかじめご了承ください。

12 問合せ先

❖❖事業内容について❖❖

市役所各事業担当課

❖❖制度について❖❖

田原市役所 市民環境部 市民協働課

電話 0531-23-3504（直通） FAX 0531-23-0180（代表）

Email：kyoudou@city.tahara.aichi.jp

平成24年度 市民提案型委託事業応募要領(案)

【自由テーマ型】

市民提案型委託制度は、行政が実施すべき性質の市民サービスや管理業務などについて、市と効率的な事業を提案した団体が委託契約を結ぶものです。市民協働により事業実施することにより、少ない経費で高い効果を得ることが期待され、一層の市民サービスの向上を目指すものです。市の施策の推進が期待できる事業提案について、事業の担当課と協議を行ない、予算化された事業は、平成25年度に事業実施するものです。

1. 募集する提案事業

市民活動団体が自由な発想で考えた事業で、市の施策推進に期待できるもの。

2. 対象となる事業

対象となる事業は、市民活動団体から提案を受ける事業で、次のいずれにも該当する事業です。

- (1) 市の施策が推進される事業
- (2) 市内で実施される事業
- (3) 契約の日（平成25年4月以降）から平成26年2月末までに完了する事業

3. 対象にならない事業

対象事業のうち、次の項目に該当する場合は対象になりません。

- (1) 専ら直接的に利潤を追求することを目的とする事業
- (2) 宗教の教義を広め、儀式行事を行い、又は信者を教化育成することを目的とする事業
- (3) 政治上の主義を推進し、支持し、又はこれに反対することを目的とする事業
- (4) 特定の公職（公職選挙法（昭和25年法律第100号）第3条に規定する公職をいう。以下同じ。）の候補者（当該候補者になろうとする者を含む。）若しくは公職にある者若しくは政党を推薦し、支持し、又はこれらに反対することを目的とする事業
- (5) 公序良俗に反する事業
- (6) 特定の個人や団体のみが利益を受ける事業
- (7) 他の制度から助成等を受ける事業
- (8) その他、田原市が対象として不適当と認められる事業

4. 応募団体の要件

応募団体の要件は、市民公益活動を行おうとする市民活動団体で、次の全ての要件に該当する団体とします。

- (1) 5人以上で構成されている団体 ※名簿添付（住所・氏名・電話番号を記載）
- (2) 市内に事務所等の拠点があり、主として市内で市民公益活動を行う団体
- (3) 提案時に記載した事業を予定どおり遂行できる団体
- (4) 適切な会計処理がなされている団体

※応募できない団体……応募団体の要件の有無にかかわらず、次の団体は応募できません。

- ・暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律に規定する処分を受けている団体又はその構成員の統制下にある団体
- ・無差別大量殺人行為を行なった団体の規制に関する法律に規定する処分を受けている団体又はその構成員の統制下にある団体
- ・政治活動や宗教上の教義を広める活動を主たる目的とする団体
- ・公序良俗に反する団体

5 提出書類

市民提案委託事業企画書（様式第1号）に、次に掲げる書類を添えて提出してください。

- (1) 団体概要説明書（別紙1）
- (2) 事業計画書（別紙2）
- (3) 提案事業予算書（別紙3）
- (4) 定款、規約、会則その他これらに準ずるもの
- (5) 構成員名簿
- (6) 団体の決算書（直近のもの）

6 選考方法

提案事業の選考は、次の項目について市が審査を行います。書類審査及び担当課へのプレゼンテーションを実施します。

評価項目	評価の着眼点
公共性 公共的価値 問題意識	・多くの市民等に波及、貢献する公共的事業であるか。 ・地域の課題を適格に把握しているか。
的確性 専門性 企画の確実性	・市の施策を推進する事業であるか ・団体の能力や専門性が生かされる事業であるか ・事業の企画が適切で精度の高いものであるか
実行性 計画の実行性 遂行能力	・団体の活動経験、事業実施体制、スケジュール等は妥当であるか

費用対効果 妥当性 効率性	・事業予算書の記載内容や積算根拠は明確で妥当であるか ・課題に対する費用対効果は妥当であるか
---------------------	---

7 募集期間

平成24年7月2日（火）～8月31日（金）午後5時まで

8 応募方法

直接持参、郵送にて提出（期限内必着）

9 提出先

田原市役所 市民環境部 市民協働課

〒441-3492 田原市田原町南番場30番地1

Email : kyoudou@city.tahara.aichi.jp FAX 0531-23-0180（代表）

10 スケジュール

（1）募集期間（7月2日～8月31日）

（2）担当課へのプレゼンテーション（9月中旬）※協働候補者決定

※市施策への適合、期待される効果、補助事業等との重複、実現の可能性を審査

（3）担当課と協働候補者の協議（9月下旬）

※協働候補事業について、提案者と担当課において、事業内容、役割分担、必要経費などについて協議

（4）予算措置（10月上旬～翌年3月）

※予算編成の都合上、事業費削減、翌年度へ繰り延べなどの場合があります。

（5）契約の締結（翌年4月以降）

※協議に基づく仕様書により、市と提案者は委託契約を締結します。

（6）事業実施（契約の日～翌2月末）

※契約締結後、契約者は、委託契約に基づき事業実施します。

（7）事業完了報告の提出

（8）委託料の支払い

※市は、委託契約に基づく事業完了を確認後、契約額を支払います。なお、事業内容に応じて概算払い等を行います。

11 その他

（1）同一年度の事業提案は1団体につき、1事業とします。

（2）事業内容や委託金額を修正することを条件に採用する場合や、担当課と受託団体と

の協議により企画案の一部を修正することがあります。

- (3) 担当課と協働候補者において協議を行ない、調整が整った場合においても、予算化を約束するものではありません。予算の決定は市議会における予算案の審議により決定されます。事業規模の縮小、事業の繰り延べなどの場合があります。
- (4) 契約時の仕様書に記載した内容を達成できないときは、支払額の全額または一部を返還していただきます。
- (5) 提案内容、団体の名称及び連絡先などについては、広報紙や市ホームページ等で公開することがあります。あらかじめご了承ください。

12 問合先

❖❖事業内容について❖❖

市役所各事業担当課

※担当課が不明な場合は、市民協働課へお問合せください。

❖❖制度について❖❖

田原市役所 市民環境部 市民協働課

電話 0531-23-3504 (直通)

FAX 0531-23-0180 (代表)

Email : kyoudou@city.tahara.aichi.jp